有価証券報告書

（金融商品取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　2025年９月１日
（第42期）　　至　2026年８月31日

株式会社地域新聞社

千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号

目　　次

頁

表　紙

第一部　企業情報
　第１　企業の概況
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２　沿革 …… 2
　　３　事業の内容 …… 3
　　４　関係会社の状況 …… 4
　第２　事業の状況
　　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 …… 5
　　２　サステナビリティに関する考え方及び取組 …… 7
　　３　事業等のリスク …… 8
　　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 11
　　５　重要な契約等 …… 13
　　６　研究開発活動 …… 13
　第３　設備の状況
　　１　設備投資等の概要 …… 14
　　２　主要な設備の状況 …… 14
　　３　設備の新設、除却等の計画 …… 14
　第４　提出会社の状況
　　１　株式等の状況
　　(1) 株式の総数等 …… 15
　　(2) 新株予約権等の状況 …… 15
　　(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 32
　　(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 33
　　(5) 所有者別状況 …… 34
　　(6) 大株主の状況 …… 34
　　(7) 議決権の状況 …… 35
　　２　自己株式の取得等の状況 …… 36
　　３　配当政策 …… 36
　　４　コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 37
　　(1) コーポレート・ガバナンスの概要 …… 37
　　(2) 役員の状況 …… 42
　　(3) 監査の状況 …… 48
　　(4) 役員の報酬等 …… 49
　　(5) 株式の保有状況 …… 50
　　５　従業員の状況等 …… 52
　　(1) 人材戦略に関する基本方針等 …… 52
　　(2) 従業員の状況 …… 53
　第５　経理の状況 …… 55
　　１　財務諸表等
　　(1) 財務諸表 …… 56
　　(2) 主な資産及び負債の内容 …… 81
　　(3) その他 …… 83
　第６　提出会社の株式事務の概要 …… 84
　第７　提出会社の参考情報
　　１　提出会社の親会社等の情報 …… 85
　　２　その他の参考情報 …… 85
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 86

［監査報告書］

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月26日
【事業年度】	第42期（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）
【会社名】	株式会社地域新聞社
【英訳名】	CHIIKISHINBUNSHA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　細谷　佳津年
【本店の所在の場所】	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
【電話番号】	047－485－1107
【事務連絡者氏名】	財務経理統括部統括部長　　江澤　務
【最寄りの連絡場所】	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
【電話番号】	047－485－1107
【事務連絡者氏名】	財務経理統括部統括部長　　江澤　務
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡県福岡市中央区天神二丁目14番２号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	（千円）	2,887,909	2,926,578	2,977,195	3,153,453	3,335,516
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	7,766	△47,664	16,988	52,779	21,194
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	8,459	△51,328	3,476	41,336	△289,461
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－	－
資本金	（千円）	271,777	287,703	360,008	511,720	681,993
発行済株式総数	（株）	2,072,500	2,159,286	2,670,276	3,741,914	20,964,231
純資産額	（千円）	176,202	154,252	302,271	653,233	755,929
総資産額	（千円）	1,289,114	1,109,187	1,246,599	2,299,493	2,450,549
１株当たり純資産額	（円）	23.28	19.84	31.44	48.46	35.91
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	1.23	△6.78	0.43	3.07	△19.61
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	0.41	3.03	－
自己資本比率	（%）	13.5	13.9	24.2	28.4	30.7
自己資本利益率	（%）	6.7	△31.3	1.5	8.7	△41.2
株価収益率	（倍）	135.34	－	239.56	65.23	－
配当性向	（%）	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	67,687	△19,472	127,867	11,828	△149,944
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△18,472	△45,136	△59,531	△891,723	△180,861
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△77,426	△135,637	29,713	947,802	286,746
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	674,373	474,126	572,176	640,083	596,023
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	163 (69)	162 (65)	170 (64)	167 (64)	160 (60)
株主総利回り （比較指標：配当込みTOPIX）	（%） （%）	89.2 (102.5)	55.5 (125.2)	75.6 (148.9)	138.5 (173.1)	99.6 (239.3)
最高株価	（円）	810	638	1,030	925	199 (723)
最低株価	（円）	383	338	292	287	141 (617)

（注）１．持分法を適用した場合の投資利益については、持分法適用会社がないため記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第39期及び42期は潜在株式が存在するものの１株当たり当期純損失であるため、第38期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
３．第39期及び第42期の株価収益率及び配当性向については、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第38期及び第40期並びに第41期の配当性向については、無配のため記載しておりません。
４．最高株価及び最低株価は、2022年４月３日以前は東京証券取引所JASDAQ（グロース）におけるものであり、2022年４月４日以降は、東京証券取引所グロース市場におけるもの、2026年３月24日以降は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。なお、第42期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。
５．2025年11月１日付で普通株式１株につき２株の割合で、また、2026年６月26日付で普通株式１株につき1.8株の割合で株式分割を行っております。第38期、第39期、第40期、第41期、第42期における、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の計算は、第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。なお、「発行済株式総数」につきましては、当該株式分割前の内容を記載しております。

２【沿革】

年月	事項
1984年８月	有限会社八千代地域新聞社（出資金2,000千円）を設立
1984年９月	「地域新聞」八千代台版を創刊
1987年５月	組織変更し、株式会社八千代地域新聞社（資本金2,000千円）を設立
1988年１月	本社を千葉県八千代市高津488番地２に移転
1988年７月	商号を株式会社地域新聞社に変更
1994年８月	本社を千葉県八千代市八千代台北10丁目23番36号に移転
1997年８月	本社を千葉県八千代市高津678番地２に移転
2007年10月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」市場に株式を上場
2010年10月	大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場、同取引所ヘラクレス市場及び同取引所ＮＥＯ市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（グロース）（現　東京証券取引所グロース）に株式を上場
2013年７月	大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（グロース）に株式を上場
2014年12月	株式会社東京新聞ショッパー社の発行済株式の全てを取得し連結子会社化し、株式会社ショッパー社に商号変更
2015年11月	本社を千葉県船橋市湊町一丁目１番１号に移転
2020年11月	本社を千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号に移転
2021年８月	株式会社ショッパー社清算結了
2022年４月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（グロース）からグロース市場に移行
2026年３月	東京証券取引所のグロース市場からスタンダード市場に移行
2026年４月	福岡証券取引所本則市場に重複上場
2026年６月	人材紹介業への参入に伴い、100%出資子会社株式会社Allegro Vivaceを設立

３【事業の内容】

当社の事業は、「広告関連事業」（新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業）及び「不動産事業」並びに「その他の事業」により構成されております。

なお、次の三つの事業は「第５　経理の状況　１　財務諸表等　（１）財務諸表　注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であり、それぞれの事業の内容は次のとおりであります。

１．広告関連事業

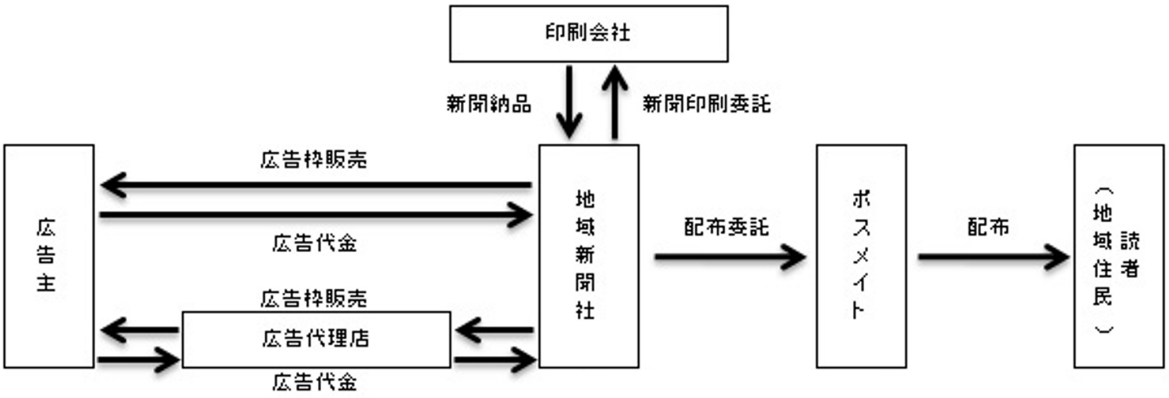
(1) 新聞等発行事業

当社が発行する「ちいき新聞」は購読料のかからない地域情報紙（以下「フリーペーパー」という。）であり、当社は「ちいき新聞」紙上に発行エリア（版、注１）ごとの地域のイベント、社会、文化、スポーツ等に係る身近な情報（記事）を載せ、毎週継続的に発行しております。当該事業は紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ、当該広告を当社が制作し配布する一連のサービスの対価を当該顧客から収受する事業であります。その広告枠は、５か所の事業所（八千代支社、成田支社、船橋支社、千葉支社、柏支社）の営業担当者が広告主に直接販売する場合と、広告代理店を経由して販売する場合があります。その他にも、当社は求人広告サービス「Happiness」を展開しております。当該サービスは、「ちいき新聞」の紙面に求人広告を掲載するものであり、求人広告枠の販売、広告の制作及び配布に係る一連のサービスの対価を当該顧客から収受する事業であります。その広告枠は、「ちいき新聞」と同様に５か所の事業所の営業担当者及び「Happiness」の販売専門部署の営業担当者が広告主に直接販売する場合と、広告代理店を経由して販売する場合があります。

当社は行政区画と広告主の商圏を考慮し、「ちいき新聞」の１発行エリア（版）当たりの標準世帯数を４万世帯前後としており、当該前提に従って当社の事業エリアである千葉県（主に千葉県北西部地域を中心として）、茨城県（主に茨城県南西部を中心として）を40版に細分し、１発行当たり約174万部（2026年８月31日現在、注２）の「ちいき新聞」を発行しております。このため、広告主は広範囲を対象にした広告から、地域を限定したピンポイントの広告まで、販売促進対象エリアの広さを柔軟に変えることができます。「Happiness」におきましては、「ちいき新聞」の配布エリアを16エリアに分割し、各エリアで約10万部発行し「ちいき新聞」に掲載しております。

なお、「ちいき新聞」及び「Happiness」の印刷作業は印刷会社に全て委託しております。また、「ちいき新聞」及び「Happiness」の配布方法は、原則として戸別配布員（ポスメイト、注３）によって構成される当社独自の配布組織を組成及び活用し、一般の新聞を購読していない家庭にも戸別配布しております。

［事業系統図］

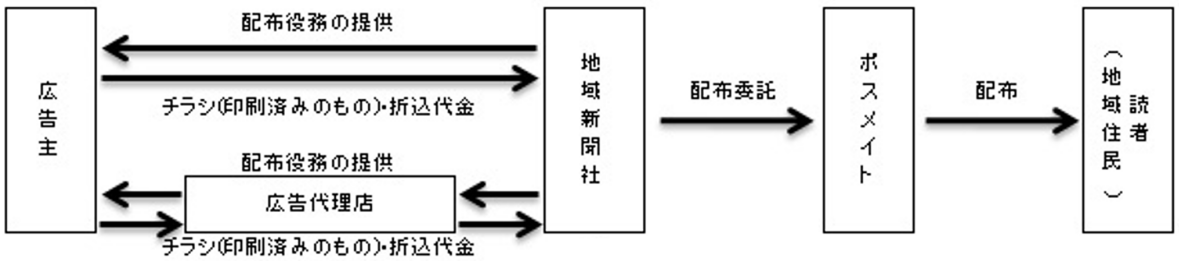


(2) 折込チラシ配布事業

折込チラシ配布事業とは、当社が発行する「ちいき新聞」にチラシを折り込んで配布する事業であります。チラシはあらかじめ顧客が制作して当社に持ち込むケースと、当社が顧客の依頼を受けて制作まで請負うケースがありますが、チラシの制作を顧客から請負う場合、その制作請負に係る売上高は後述の販売促進総合支援事業売上高として計上いたします。

また、当社は折込チラシの配布エリアを500から1,000世帯単位に細分しており、「○○町だけ配布」といった地域を限定したものからより広範囲を対象にしたものまで、広告主のチラシ配布エリアに係るニーズにきめ細かく対応した配布が可能となっております。

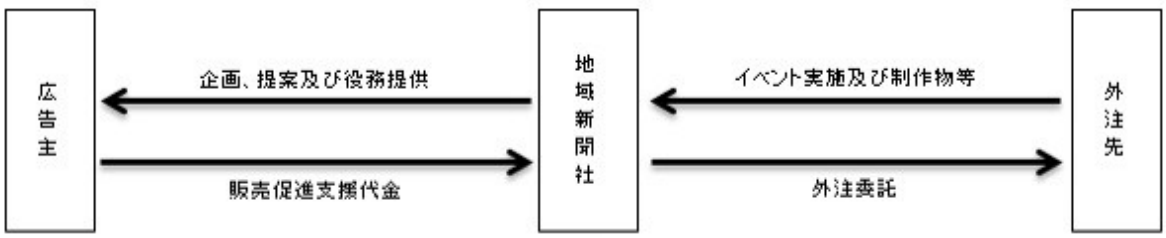
［事業系統図］



(3) 販売促進総合支援事業

販売促進総合支援事業は、行政機関の刊行物制作・配布の受託や、前述の新聞等発行事業や折込チラシ配布事業の領域に属さない販売促進関連業務（展示会等の広告イベントの企画及び運営、配布チラシやポスターの編集及び制作、店舗ディスプレイ計画の立案等）を通じて、広告主の様々な販売促進活動を支援する事業であります。

［事業系統図］



２．不動産事業

不動産事業は、千葉県市川市に所有する賃貸マンション及び賃貸土地の不動産賃貸事業を運営しております。

３．その他の事業

その他の事業として、当社WEBサイト「チイコミ！」の運営、教養、趣味及び娯楽等を顧客に教授し入会金及び受講料を収受するカルチャースクール運営事業、地域性のある商品を販売する通信販売事業等を展開しております。また、2026年６月には、有料職業紹介事業及び人材採用支援事業を営む100％出資子会社「株式会社Allegro Vivace」を設立し、人材紹介業に本格参入いたしました。同社は、「職住近接」をテーマに、当社が「ちいき新聞」及び求人情報紙「Happiness」の発行等を通じて培ってきた地域密着のネットワークや求人関連サービスの基盤を生かしながら地域企業と人材とのマッチングを行い、従来の求人広告にとどまらない人材支援サービスへと提供価値の拡張を図ってまいります。このほか、セグメント媒体の需要の高まりを背景に、小中学校向けキャリア教育支援副教材『発見たんけん』の発行エリアを拡大しているほか、高校生向け就活支援冊子『Start!』、大学生向け就活支援冊子『Overture』を発行しております。さらに、「生成AIを活用した心理状態デジタルツインによる広告効果最大化技術」に関する特許を取得し、実証実験を開始しております。本特許は、消費者行動ビッグデータ基盤と生成AI技術を融合することで、広告領域にとどまらず、将来的に無限の拡張性を有しており、幅広い業種におけるダイレクトセールスやダイレクトマーケティングなど多様なソリューションへの応用を目指しております。

（注）１．「ちいき新聞」の発行に係る最小単位であります。
２．「ちいき新聞」2026年８月28日発行号に係る発行実績であります。
３．「ちいき新聞」を戸別配布する要員の呼称であります。地域在住の方に配布委託を行っております。

４【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社の経営理念は、「人の役に立つ」であります。以下は、当社の経営理念付帯文からの抜粋であります。
①働く人達の役に立つ　豊かな生活と生きがいを生み出す場を確保し続ける
②地域社会の役に立つ　お客様・読者・業者・社会に喜ばれる事業を行い続ける
人がこの世に生まれ、生きて行く上でいつも心がけるべきは、
自分以外の人のために自分を役立たせることである。
会社とはこのことを実践するための最高の手段であり、舞台である。
このことから会社とは広義において奉仕活動である。
ゆえに会社は理念に基づき活動の範囲を広げる努力をし続けなければならない。
つまり、成長と拡大を行い続ける義務と責任があるのである。
この理念のもとに全情熱を傾けて事業を行うことは大いなる善であると確信する。

また、当社のミッションは「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」であります。
日々の暮らしの中に、出会い・発見・感動を提供し、それらが分かち合われ生まれる絆によって、人が人を・人が地域を慈しむ社会を創ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は時価総額の増大に向け、超過利潤を実現いたします。具体的には経営における資本生産性と資本コストの関係においてROICがWACCを上回る状態で、EVA（Economic Value Added: 経済的付加価値）を重要な経営指標として採用いたします。この状態を維持し続けることで成長するほどに企業価値を増大していく複利の経営を実践してまいりますが、現時点では盤石な経営基盤を構築するフェーズにあると認識しているため、同時に売上高・売上総利益率・EBITDAを重視する経営指標といたします。売上高は当社のサービスにどれだけのニーズがあるかの指標だと考えており、特に額の伸張を重視してまいります。売上総利益率については数あるビジネスの中でも非常に高い水準であるため、売上高が伸びるほどに利益が拡大しやすいレバレッジの効いた収益構造となっております。
EBITDAについては現時点で最も重視している指標と位置付けており、将来のための必要な投資を積極的に行いつつも、足元の事業における利益を可視化して着実に伸ばしてまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、価値ある情報を届けて地域と一人ひとりに豊かさと感動を創り出すべく、広告関連事業を軸に事業活動を行ってまいりましたが、創業42年で培った当社のアセット（企業資産）に改めて光を当てて企業価値を再定義しております。その上で、当社にはない事業やサービスを提供している会社と手を携え、リソースはそのままにアセットの提供を通じて新サービスを創出する「アセット活用型シーパワー・ストラテジー」で非連続な成長を目指してまいります。

(4) 経営環境

当社の属するフリーペーパー・フリーマガジン市場は、媒体及びターゲットの多様化が進んでおりますが、紙媒体だけでなくインターネット広告との価格競争が恒常化するなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

今後の当社の経営環境につきましては、「人の役に立つ」という経営理念のもと、コア事業による安定収益を確保しながら「アセット活用型シーパワー・ストラテジー」で新規事業や新価値を創造いたします。さらに、生成AIを中心とした最新技術を掛け合わせることで、既存のビジネスの枠組みを変え、他社を寄せ付けない新しい市場（ブルーオーシャン）を切り開いてまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、自社で発行するフリーペーパー「ちいき新聞」紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ、当該広告を自社で制作して、一連のサービスの対価を顧客から収受する「新聞等発行事業」をはじめ、「折込チラシ配布事業」や「販売促進総合支援事業」等の広告関連事業を主たる事業と位置づけ、千葉県を中心に地域密着型の事業展開を行ってまいりました。

中長期的な企業価値向上に向けては、2024年２月に経営体制を刷新し、同年６月に新たな成長戦略「Strategic Plan」を発表しております。今後はこの「Strategic Plan」に基づき、前述の広告関連事業を主たる事業としながらも、当社が持つアセットに光を当てることで企業価値を再定義し、そのアセットを活用した他社とのアライアンスによって非連続的な成長を目指す「シーパワー・ストラテジー」への転換を掲げ、以下の取り組みを行ってまいります。

①コア事業による安定収益の確保

当社における新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業は、安定収益確保の点において最も重要な事業であります。新聞等発行事業のうち「ちいき新聞」の発行事業では、広告効果の向上を目的とした営業の分業化を実施し、営業活動の効率と顧客単価を高め利益を最大化させることに注力しております。また、2024年８月末に株式会社中広（以下「中広」という。）が展開しているボランタリー・チェーン方式による加盟契約（以下「VC」という。）を締結し、全国1,300万世帯の媒体ネットワークを活用できるようになりました。今後は全国を商圏としているナショナルクライアントの開拓や配布エリア外の店舗も含めた総合販促提案に注力し、新聞等発行事業の売上を飛躍的に向上させてまいります。折込チラシ配布事業につきましては、質の高い配布網及び高到達率を維持しつつ、より積極的な営業活動を実行し、さらなる増収を目指しております。

②企業価値の向上

当社は、2026年３月に東京証券取引所グロース市場からスタンダード市場へ市場区分を変更し、同年４月には福岡証券取引所本則市場に重複上場いたしました。これにより、上場維持基準への適合を目的とした取り組みの段階から、持続的な企業価値の向上を目指す新たな段階へ移行したものと認識しております。

今後は、成長戦略「Strategic Plan」に掲げる「地域共創プラットフォーム構想」を核として、企業価値の向上に取り組んでまいります。同構想は、千葉県内をはじめとする地域の非上場優良企業に対し、株式交付・株式交換等の手法を用いて資本参加を行うものであり、現金を伴わない資本異動によって、後継者問題や相続問題といった地域の中小企業が抱える課題の解決を図るとともに、地域内における資本循環を実現するM&A戦略であります。参加企業は当社グループの一員として信用力、資金調達力及び人材ネットワークを活用できる一方、当該企業の業績向上は連結業績を通じて当社の企業価値向上に反映される仕組みとなっており、地域と当社が共に成長する好循環の構築を目指しております。なお、スタートアップ支援や新産業創出に積極的に取り組む福岡市との関係を強化し、福岡証券取引所への重複上場を契機として、同構想の実践的な展開を一層加速してまいります。

一方で、当事業年度においては、特定の株主による共同協調行為とみられる動きへの対応に時間及び費用を要しております。当社は、この問題が同構想の推進を大きく制約しており、同構想を計画どおり本格的に進めるうえで、早期の解決が重要であると認識しております。この問題の解決を成長戦略の実行に向けた最優先課題と位置付け、株主共同の利益を守り、経営資源を成長施策に振り向けるため、必要な対応に全力を尽くしてまいります。

また、フリーペーパー市場全体が縮小していく中でも成長を続けるべく、当社にはない機能やサービスを有する他社との戦略的アライアンスを通じた非連続な新価値の創出にも取り組んでおります。ヒューマンリソース領域では、WEB媒体を主軸に年間6,000社の求人を扱う株式会社ツナググループ・ホールディングスとの業務提携により、配布エリア内のあらゆる業種・業態の企業との関係性を強化するとともに、紙とWEB両方のメディアを活用した情報発信を可能としており、こうした知見や顧客基盤は、2026年６月に人材紹介業へ本格参入すべく設立した100%出資子会社「株式会社Allegro Vivace」の事業展開にも生かしてまいります。同社は、有料職業紹介事業及び人材採用支援事業を営み、「職住近接」をテーマに、当社が「ちいき新聞」及び求人情報紙「Happiness」の発行等を通じて培ってきた地域密着のネットワークを生かしながら地域企業と人材とのマッチングを行い、従来の求人広告にとどまらない人材支援サービスへと提供価値を拡張することで、新たな収益の柱として育成してまいります。また、「生成AIを活用した心理状態デジタルツインによる広告効果最大化技術」に関する特許を取得しており、本技術を広告のみならず、あらゆる業種に対するダイレクトセールスやダイレクトマーケティングなど、さまざまなソリューションへの応用を目指しております。

当社は、以上の取り組みを通じて時価総額100億円規模の実現を目指すとともに、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの負託に応えるべく、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

③財務基盤の安定

当社の描く成長戦略を着実かつ、スピード感を持って実行するために、健全な財務状態を保つことは必須と捉えております。業績面で盤石な利益体質を築き上げることはもちろんですが、財務基盤の強化と成長戦略を推し進めるための資金調達も必要不可欠であります。今後も、株主様に配慮した資本増強と金融機関等からの資金調達を考慮しながら、財務基盤の強化に努めてまいります。

２【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」をミッションに掲げております。地域に根ざした情報発信を通じて人と人、地域の企業と生活者をつなぎ、必要な情報や機会が地域に行き渡る仕組みを支えることが、当社の持続的な成長と企業価値の向上につながると考えております。また、こうした事業を担う従業員が健康で、能力を発揮し続けられる環境づくりを重視しております。

(1) ガバナンス

当社は、経営理念及びミッションを踏まえた経営方針を実現し、中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス体制の整備に取り組んでおります。サステナビリティに関するリスク及び機会については、取締役会が事業活動及び人的資本に関する重要事項の審議・監督を通じて把握し、対応を監視しております。

詳細は「第４［提出会社の状況］４［コーポレート・ガバナンスの状況等］（１）［コーポレート・ガバナンスの概要］」をご参照ください。

(2) 戦略

当社は、持続的な成長を支える最も重要な経営資源の一つを人材と位置付けております。「人を犠牲にしない」経営の考え方のもと、従業員が健康を保ちながら、それぞれの役割と能力を生かして働き続けられる環境を整備し、エンゲージメントの向上を図っております。育児や介護等の事情があってもキャリアを継続できるよう、フレックスタイム制度、時間単位の有給休暇及びテレワーク等の柔軟な働き方を活用しております。

人材育成においては、事業環境の変化に対応し、地域社会と会社の継続的な発展に貢献できる人材の育成を方針としております。当事業年度には、従業員の心身の健康を支えるマインドフルネス研修を継続したほか、生成AI等の新しい技術に触れ、業務に生かすための学習機会の整備を進めました。

健康面では、従業員とその家族の心身の健康を事業継続の基盤と捉え、健康増進と働きやすい職場づくりに取り組んでおります。当社は2026年３月に「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」の認定を受けました。また、女性の活躍推進に関しては、2025年６月に「えるぼし」認定の最高位である３つ星を取得しております。

(3) リスク管理

当社は「リスク管理規程」に基づき、内部統制実務責任者及び各部門長により構成される内部統制委員会を設置し、事業活動に伴うリスクを把握・管理しております。人材の確保・育成、従業員の健康及び働く環境に関する課題についても、関係部門と連携して状況を把握し、必要な対応を検討しております。リスクの識別・評価については、「第２［事業の状況］３［事業等のリスク］（３）当社の経営について③人材の獲得及び育成について」に記載しております。

(4) 指標及び目標

当社では、上記「(2) 戦略」に記載した、人材の多様性の確保を含む人材の成長支援に関する方針及び社内環境整備に関する方針に基づき、さまざまな取り組みを行っております。女性管理職比率については、一定の目標値を設定することが企業価値向上に直結するかという点において確証を持てていないことから、目標値は定めておりません。指標及び目標については、「第４［提出会社の状況］５［従業員の状況等］（１）人材戦略に関する基本方針等」に記載しております。また、女性活躍推進法に基づき公表した女性管理職比率及び男女間賃金差異の実績は、「第４［提出会社の状況］５［従業員の状況等］（２）従業員の状況」に記載しております。

３【事業等のリスク】

以下において、当社の事業、業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクについて記載しております。当社は、これらのリスクを認識し、その発生の防止及び影響の軽減に努めておりますが、記載したリスクが全てのリスクを網羅するものではありません。

なお、文中における将来に係る事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社の事業について

① 広告関連市場の動向の影響について

当社が展開する事業のうち、広告関連事業である新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業の３事業の合計売上高が当社の総売上高に占める割合は、2022年８月期において94.2%、2023年８月期においては95.0%、2024年８月期においては94.9%、2025年8月期においては94.0%、2026年8月期においては94.4%をそれぞれ占めております。

広告関連市場においては、景気動向による広告需要の変動に加え、広告媒体のデジタル化等に伴う広告主の広告出稿方針の変化が生じております。当社は、特定の業種及び企業規模に偏らない顧客開拓を進めるとともに、地域に密着した紙媒体の強みを活かした広告サービスの提供や、他社とのアライアンス等を通じた広告主の多様なニーズへの対応に取り組んでおります。しかしながら、広告需要の減少や広告媒体の変化への対応が十分に進まない場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

ａ．新聞等発行事業に係る競合について

フリーペーパー市場は、WEBやSNS等のデジタル媒体の普及に伴う広告媒体の多様化や広告需要の変化等を背景として、縮小傾向にあり、競合紙（誌）の休刊や発行規模の縮小等も見られます。一方で、地域に密着した紙媒体による情報提供や広告には引き続き一定の需要が存在しており、当社が主たる商圏とする千葉県下においても、紙媒体に加え、WEBやSNS等のデジタル媒体を含めた広告媒体間の競争が行われております。

当社は、地域に密着した情報提供、発行エリア（版）の設定及び独自の配布網等を強みとして、競争優位性の維持・向上に努めております。しかしながら、競合媒体のサービス向上、新規事業者の参入又は広告主の媒体選択の変化等により、当社の競争優位性が低下した場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ｂ．折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業に係る競合について

折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業については、広告主の販売促進手法の多様化やデジタル媒体の普及等に伴い、競争環境が変化しております。当社が主たる商圏とする千葉県下においても、同業他社に加え、様々な販売促進サービスを提供する事業者との競争が行われております。

当社は、地域に密着した配布網、企画力及び提案力を活用し、広告主の販売促進上の課題に対応したサービスの提供に努めております。しかしながら、競合事業者との価格競争の激化、広告主の販促手法の変化又は競合サービスの高度化等により、当社の競争優位性が低下した場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 「ちいき新聞」の発行遅延、不発行等について

当社が発行するフリーペーパーである「ちいき新聞」は、広告掲載の申込みから紙面制作及び印刷を経て、配布を完了するまでに一定の期間を要しております。当社は、紙面制作に係る業務管理システムのバックアップや制作環境の整備等により、安定的な発行に努めております。

しかしながら、当社又は紙面制作に係る外部委託先において、サイバー攻撃、システム障害、自然災害、事故その他の予期しない事態が発生し、紙面制作業務に支障が生じた場合には、「ちいき新聞」の発行遅延又は不発行が生じる可能性があります。

また、当社は「ちいき新聞」の印刷及び配布を外部委託していることから、これらの委託先において、自然災害、事故、システム障害、人員不足その他の事由により業務の継続が困難となった場合には、発行遅延、不発行、配布遅延又は未配布等が生じる可能性があります。

このような事態が発生した場合には、広告主や読者からの信用低下、広告収入の減少、代替措置に伴う費用負担等により、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 印刷代及び印刷用紙の調達価格の変動について

「ちいき新聞」の印刷に使用する用紙については、当社が印刷を委託する印刷業者を通じて調達しております。当社は、複数の印刷業者の価格及び取引条件等を比較検討し、安定的な調達とコストの適正化に努めております。しかしながら、製紙原料価格、エネルギー価格、物流費及び人件費等の上昇に伴い、印刷代及び印刷用紙の調達価格が高騰し、その増加分を販売価格に十分に転嫁できない場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制等について

① 広告関連事業に係る法的規制等について

当社の広告関連事業（新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業）については、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法、著作権法、商標法、公職選挙法、職業安定法等の各種法令による規制を受けております。また、広告主の業種や広告内容によっては、医薬品医療機器等法、宅地建物取引業法、特定商取引に関する法律等の規制や、関係業界団体による自主規制にも留意する必要があります。

当社は、取材及び編集業務に関するマニュアル、広告掲載基準、校閲校正業務に関するマニュアル等に基づき、記事及び広告の内容を確認することにより、法令違反や第三者の権利侵害等の防止に努めております。

しかしながら、記事又は広告の内容が法令等に抵触し、若しくは第三者の権利を侵害した場合には、損害賠償請求、行政処分等を受けるほか、社会的信用の低下等により、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、関係法令等の改正、規制の強化又は解釈の変更等によっても、当社の事業活動に影響が生じる可能性があります。

② その他の事業に係る法的規制等について

カルチャースクール運営事業については、個人情報の保護に関する法律、消費者契約法その他の関係法令の適用を受けております。また、通信販売事業については、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、食品表示法その他取扱商品に応じた関係法令の適用を受けております。

当社は、これらの関係法令の遵守に努めておりますが、法令等の改正、規制の強化若しくは解釈の変更、又は法令等への抵触により、事業活動に制約が生じ、若しくは行政処分等を受けた場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社の経営について

① 「ちいき新聞」の発行エリア（版）の展開及び撤退の方針について

当社は、一定の発行エリア（版）ごとに「ちいき新聞」を発行しており、2026年８月31日現在において、「ちいき新聞」は５支社の下に40の発行エリア（版）が存在しております。

なお、発行エリア（版）を新設した場合、並びに発行エリア（版）を新設する際に営業拠点となる事業所を新設した場合、継続的な営業活動を実施し当該発行エリア（版）単独の収益性の向上に努めております。しかしながら、紙面の印刷や配布に係る費用や事業所の開設費用等を回収し、黒字化するまでに期間を要することもあり、当該期間においては、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、人口動態や地域の広告需要の変化等により、既存の発行エリア（版）の収益性が低下した場合には、発行エリア（版）の見直し又は撤退等に伴う費用が発生する可能性があり、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 広告媒体の多様化への対応について

当社は、地域に密着した情報提供や広告展開を強みとする紙媒体「ちいき新聞」を主力媒体としており、今後も紙媒体の強みを活かした事業展開に注力していく方針であります。また、WEB媒体等を活用した広告サービスについては、他社とのアライアンス等により、広告主の多様なニーズへの対応を図っております。

しかしながら、インターネット広告やSNS等のデジタル媒体の普及により、広告主の広告出稿方針や媒体選択が変化し、紙媒体に対する広告需要が想定以上に減少した場合、又は他社との連携等による対応が十分に機能しない場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の獲得及び育成について

当社の従業員数は2026年８月31日現在において160名（臨時従業員60名を除く。）となっております。

当社が事業を継続的に成長させるためには、営業、編集・制作、配布管理及び管理部門等において、必要な人材を確保・育成していくことが重要であります。当社は、採用活動、人材育成及び働きやすい職場環境の整備等を通じて、人材の確保及び定着に努めております。

しかしながら、労働市場における人材獲得競争の激化、人件費の上昇又は人材の流出等により、必要な人材の確保及び育成が計画どおりに進まない場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権について

当社は、事業活動に関連する特許権、商標権、著作権その他の知的財産権を保有し、その適切な管理及び保護に努めております。

しかしながら、当社が保有する知的財産権が第三者により侵害された場合、又は当社の事業活動に関連して第三者の知的財産権を侵害した場合には、差止請求、損害賠償請求その他の法的紛争が生じる可能性があります。また、当社の商標等が無断で使用されることにより、当社に対する信用が損なわれる可能性があります。これらの事態が発生した場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 個人情報等の管理について

当社は、広告掲載等に係る営業活動、報道記事の取材活動その他の事業活動を通じて、顧客情報をはじめとする様々な個人情報及び機密情報を取り扱っております。

当社は、個人情報保護関連規程及び情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報へのアクセス管理、従業員教育その他の必要な安全管理措置を講じ、情報の適切な管理及び漏えい等の防止に努めております。

しかしながら、サイバー攻撃、不正アクセス、人的過誤、外部委託先における事故その他の事由により、個人情報その他の重要な情報の漏えい、滅失又は毀損等が発生する可能性があります。このような事態が発生した場合には、損害賠償請求、行政機関への対応、調査・復旧費用等の発生に加え、当社に対する社会的信用の低下等により、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥　ソーシャルメディアについて

当社は、事業活動やブランド価値の向上を目的として、ソーシャルメディアを活用しております。当社は、運用に関するガイドラインの整備等により、適切な情報発信に努めておりますが、不適切な投稿や情報発信に関するトラブル、当社に関する誤情報や風評等の拡散が生じた場合には、当社の社会的信用やブランドイメージが損なわれ、事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦　業務管理システムについて

当社は、営業活動、顧客管理、紙面制作その他の事業活動及び管理業務において、各種情報システムを利用しており、これらのシステムの安定稼働は当社の事業活動にとって重要であります。

当社は、システムの安定稼働を確保するため、アクセス管理、データのバックアップその他の必要な対策を講じております。

しかしながら、サイバー攻撃、システム障害、自然災害、外部委託先における障害その他の事由により、システムの停止又はデータの消失等が発生した場合には、事業活動の停滞、復旧費用の発生、顧客等からの信用低下等により、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧　買収への対応方針及び対抗措置に関するリスクについて

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）を導入しております。また、当事業年度において、当該対応方針に基づく対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施し、その後、当該新株予約権の取得及びこれに伴う普通株式又は別の新株予約権の交付等を行っております。

当該対応方針に関連する一連の対応をめぐり、訴訟が提起されております。また、当社株式の大量取得行為に係る提案等への対応も行っております。当社は、これらについて適切に対応しておりますが、弁護士費用その他の費用負担や、経営陣及び従業員の業務負担が生じる可能性があります。

また、対抗措置に係る新株予約権の行使、取得その他の処理の状況等によっては、当社の資本構成、株主構成又は資本政策に影響が生じる可能性があり、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 感染症の流行による影響について

新型コロナウイルス感染症その他の感染症が大規模に流行した場合には、社会・経済活動の停滞、広告需要の減少、従業員や外部委託先の稼働制限等により、当社が提供する広告サービスその他の事業活動に支障が生じる可能性があります。その結果、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

①　財政状態及び経営成績の状況

当事業年度において、当社は成長戦略「Strategic Plan」を推進し、アライアンスを中心とした新たな取り組みに注力するとともに、重要なアセットである配布基盤を活用したコア事業における安定的な利益の創出に努めてまいりました。2026年７月24日には、戦略の進捗状況を更新した「Strategic Plan～mid-term～ SeriesⅩⅤ」を開示しております。当事業年度における「Strategic Plan」に基づく取り組みとして、当社は2026年６月11日に子会社として株式会社Allegro Vivaceの設立を発表し、「職住近接」をテーマに、地域企業と人材を結び付ける有料職業紹介事業の開始に向けた準備を進めました。本事業は、有料職業紹介事業に係る許認可取得後、事業を開始するため、当事業年度における影響はありません。当社は引き続き、保有するアセット（約174万世帯への配布網、約60,000人の読者とのインタラクティブな関係性、約2,500人の配布スタッフ、年間約7,000社の取引企業等）を活用した他社との事業アライアンスによる新サービスを創出する、いわゆる「シーパワー・ストラテジー」への転換を推進し、社内体制の構築やアライアンス先企業及びアライアンス候補企業との間でアセットの活用方法の策定に取り組んでまいります。

広告関連事業全体におきましては、集客のための広告需要は引き続き高く、地政学的リスクの高まりによる景気悪化が懸念されるものの、広告需要の回復傾向が続いております。

新聞等発行事業のうち「ちいき新聞」の発行事業におきましては、2026年８月末現在で、２県40エリアで40版を発行しており、週間の発行部数は約174万部となりました。商談先・商談内容等の共有及び可視化が営業担当者に浸透し、データ分析プラットフォームの活用、マネジメント層との営業同行や面談を通じて、営業活動の質向上につながっております。また、大口顧客の増加を目的とした営業施策が顧客ニーズを捉え、売上高の増加につながりました。当事業年度においては生活サービス、買取業、不動産業、葬祭業といった業種からの取引が好調に推移いたしました。その他にも、小中学生向けキャリア教育副教材「発見たんけん」、部活動に焦点を当てた学校向け配布冊子「部・ラボ」、高校生向け就職冊子「Start！」、求人情報紙「Happiness」等、「ちいき新聞」以外の媒体の発行も増やしており、これらの売上高は前期比18％増となりました。「Happiness」は2026年２月より「ちいき新聞」に組み込んで発行する方式に切り替えており、これにより印刷原価の適正化による利益率の向上効果が確認できております。

折込チラシ配布事業におきましては、それぞれの地域にカスタマイズされた独自の地図情報システム（GIS）を活用することにより、広告主のターゲット顧客を明確にし、効率的に広告効果の最大化を図るサービスを提供しております。当事業年度におきましては、主にリフォーム業、葬祭業、不動産業、買取業、ガソリンスタンドなどの業種が好調に推移しております。

販売促進総合支援事業におきましては、「ちば市政だより」「広報かしわ」などの配布業務受託を中心とした自治体の刊行物制作・配布の受託だけでなく、組織体制の強化により、受託案件数が着実に増加しております。また、ショッピングセンターにおけるイベント企画・運営についても実績を基に取引が拡大しております。その他にも、VC（ボランタリーチェーン）加盟企業と連携した全国フリーペーパーへの折込提案によりナショナルクライアントとの取引も順調に増えてきております。

その他の事業におきましては、社内に蓄積したデータベースを活用したメール配信・DM郵送サービスの認知度が向上し、売上が拡大しております。

なお、当社は2025年11月10日に「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の認定に向けた検討開始及び独立委員会に対する諮問に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社株式に関し、特定株主らによる共同協調行為に該当する疑いのある行為が行われていることを確認しております。当該事案への対応に要した費用228百万円を、共同協調行為対応費用として特別損失に計上しております。当該事案への対応には時間及び人的資源も要しており、当社は、この問題への対応が「Strategic Plan」の推進を大きく制約する要因となっていると認識しております。戦略を計画どおり本格的に推進し、経営資源を成長施策に振り向けられる環境を整えるためにも、本問題の早期解決を重要な経営課題と位置付け、必要な対応を進めております。また、将来の事業拡大を目的とした先行投資費用として65百万円を販売費及び一般管理費及び営業外費用に計上しております。これらの費用計上を、各利益段階への影響に応じて調整した場合、当事業年度における調整後営業利益は114百万円、調整後経常利益は87百万円、調整後当期純利益は4百万円となり、当社の利益は引き続き黒字となっております。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,335百万円（前期比105.8％）、経常利益は21百万円（前期比40.2％）、当期純損失は289百万円（前事業年度は当期純利益41百万円）となりました。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、後記「③生産、受注及び販売の実績」及び「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、44,059千円減少し596,023千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は、149,944千円となりました。これは、主に税引前当期純損失261,377千円、投資有価証券評価損54,468千円、仕入債務の増加38,457千円、減価償却費37,773千円によるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、180,861千円となりました。これは、主に投資有価証券の取得による支出127,066千円、貸付けによる支出31,200千円によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は、286,746千円となりました。これは、主に短期借入れによる収入350,000千円、株式の発行による収入258,258千円、短期借入れの返済による支出305,835千円によるものであります。

（資本の財源及び資金の流動性について）

当社の資金需要のうち主なものは、当社の成長を維持するために将来必要な設備投資資金及び運転資金であります。これらの資金需要に対して当社では、自己資金、金融機関からの借入、増資といった資金調達方法の中から諸条件を総合的に勘案し、最も合理的な方法を選択して調達する方針であります。当事業年度におきましては、2026年４月14日開催の当社取締役会において、ネクスト・グロース株式会社及び株式会社ＯＰＵＳ６７に対して第三者割当による新株式及び第11回新株予約権の発行を行うことを決議し、当期末までに267,705千円の調達を行いました。

なお、当事業年度末において、借入金残高978,822千円、現金及び預金残高596,023千円となっております。

③ 生産、受注及び販売の実績

ａ．生産実績

当事業年度の生産実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

事業別	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）	前年同期比（％）
広告関連事業（千円）	879,080	109.5
不動産事業　（千円）	15,144	266.5
その他の事業（千円）	93,938	90.5
合計（千円）	988,163	108.3

（注）金額は、売上原価によっております。

ｂ．受注実績

当社は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

ｃ．販売実績

当事業年度の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

事業別	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）	前年同期比（％）
広告関連事業（千円）	3,149,178	106.2
不動産事業　（千円）	45,274	397.0
その他の事業（千円）	141,062	80.0
合計（千円）	3,335,516	105.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択及び適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社が財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第５［経理の状況］　１［財務諸表等］　(1)［財務諸表］［注記事項］の（重要な会計方針）」に記載のとおりであります。

② 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度において、当社は成長戦略「Strategic Plan」を推進し、アライアンスを中心とした新たな取り組みに注力するとともに、重要なアセットである配布基盤を活用したコア事業における安定的な利益の創出に努めてまいりました。2026年７月24日には、戦略の進捗状況を更新した「Strategic Plan〜mid-term〜 SeriesⅩⅤ」を開示しております。当事業年度における「Strategic Plan」に基づく取り組みとして、当社は2026年６月11日に子会社として株式会社Allegro Vivaceの設立を発表し、「職住近接」をテーマに、地域企業と人材を結び付ける有料職業紹介事業の開始に向けた準備を進めました。本事業は、有料職業紹介事業に係る許認可取得後、事業を開始するため、当事業年度における影響はありません。当社は引き続き、保有するアセット（約174万世帯への配布網、約60,000人の読者とのインタラクティブな関係性、約2,500人の配布スタッフ、年間約7,000社の取引企業等）を活用した他社との事業アライアンスによる新サービスを創出する、いわゆる「シーパワー・ストラテジー」への転換を推進し、社内体制の構築やアライアンス先企業及びアライアンス候補企業との間でアセットの活用方法の策定に取り組んでまいります。

当事業年度は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいて149,944千円の支出となり、投資活動におけるキャッシュ・フローにおいては、主に投資有価証券の取得による支出があり180,861千円の支出となり、財務活動によるキャッシュ・フローにおいては、主に短期借入れによる収入があり286,746千円の収入となりました。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第５［経理の状況］　１［財務諸表等］　（１）［財務諸表］［注記事項］の（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

５【重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、24,635千円であり、その主な内訳は広告関連事業セグメントにおける自動丁合機の取得12,422千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりであります。

2026年８月31日現在

事業所名（所在地）	セグメント別の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数（人）
			建物及び構築物	機械及び装置並びに車両運搬具	工具、器具及び備品	土地	無形固定資産	合計	
本社及び八千代支社（千葉県八千代市）	広告関連事業その他の事業	統括業務設備・営業設備・制作設備	17,050	－	11,067	－	32,381	60,500	114 (28)
成田支社（千葉県成田市）	広告関連事業	営業設備	137	－	290	－	－	428	3 (2)
船橋支社（千葉県鎌ヶ谷市）	広告関連事業	営業設備	0	－	257	－	－	257	6 (1)
千葉支社（千葉市中央区）	広告関連事業	営業設備	－	－	450	－	－	450	12 (3)
柏支社（千葉県柏市）	広告関連事業	営業設備	－	－	385	－	－	385	15 (3)
セントラル配送センター（千葉県八千代市）	広告関連事業	梱包設備	6,057	12,523	846	－	－	19,426	10 (17)
行徳ステーションレジデンス（千葉県市川市）	不動産事業	賃貸マンション	345,495	－	－	417,249	－	762,745	－ (－)
行徳（土地）（千葉県市川市）	不動産事業	賃貸土地	－	－	－	250,276	－	250,276	－ (－)

（注）１．従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者数（パートタイマー）の平均雇用人員（８時間／日　換算）を記載しております。

２．上記のほか、賃貸借契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

事業所名	設備の内容	年間賃借料（千円）
本社及び八千代支社	建物	9,685
成田支社	建物	3,618
船橋支社	建物	2,670
千葉支社	建物	2,804
柏支社	建物	3,168
セントラル配送センター	建物	18,520

３【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、予算策定時に年度計画の中で設備投資計画を策定し、決定しております。

なお、2026年８月31日現在における重要な設備の新設、改修計画及び設備の除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	28,800,000
計	28,800,000

（注）１．2025年10月10日開催の取締役会決議により、2025年11月１日付けで株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は、8,000,000株増加し、16,000,000株となっております。
２．2026年５月29日付けの取締役会決議により、2026年６月26日付けで株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は、12,800,000株増加し、28,800,000株となっております。
３．2026年11月27日開催予定の定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件（３）」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、発行可能株式総数は、80,000,000株となる予定です。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（2026年８月31日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月26日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,964,231	20,964,231	東京証券取引所 スタンダード市場 福岡証券取引所 本則市場	単元株式数 100株
計	20,964,231	20,964,231	－	－

（注）「提出日現在発行数」欄には、2026年11月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストック・オプション制度の内容】

第６回新株予約権

決議年月日	2022年11月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社従業員　20名
新株予約権の数（個）　※	236[236]
新株予約権の払込金額　※	１個につき100円
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	当社普通株式　　84,960[84,960] （新株予約権１個につき360株）　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	104（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2022年12月12日 至　2032年12月11日　（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　104 資本組入額　　（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
新株予約権の行使の条件　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）８

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しておりますが、「付与対象者の区分及び人数」は、新株予約権の発行時点の区分で記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

なお、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、上記算式に基づき本新株予約権１個当たりの目的である株式の数を調整し、2026年６月26日より調整後付与株式数360株を適用する。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2022年11月22日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）に105%を乗じた価格（１円未満の端数は切り上げ）とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

なお、当社が2024年７月12日に発行した第７回新株予約権の実施に伴い、上記算式に基づき本新株予約権の行使価額を調整し、2024年９月11日より調整後行使価額372円を適用し、さらに、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、上記算式に基づき本新株予約権の行使価額を調整し、2026年６月26日より調整後行使価額104円を適用する。

３．本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2022年12月12日から2032年12月11日までとする。

４．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

６．新株予約権の行使の条件

(1)　割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の１か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に40％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)　当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b)　当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)　当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)　その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2)　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3)　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4)　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

なお、新株予約権発行時点の(1)に記載の価額は170円であり、当社が2024年７月12日に発行した第７回新株予約権の実施に伴い、上記２の算式に基づき調整し、価額は150円となり、さらに、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、上記２の算式に基づき調整し、2026年６月26日より42円を適用する。

７．新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

８．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記１に準じて決定する。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記８．(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

上記３に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３に定める行使期間の末日までとする。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記４に準じて決定する。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)　その他新株予約権の行使の条件

上記６に準じて決定する。

(9)　新株予約権の取得事由及び条件

上記７に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

９．新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

第９回新株予約権

決議年月日	2024年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社従業員　43名
新株予約権の数（個）　※	3,284[3,284]
新株予約権の払込金額　※	１個につき100円
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	当社普通株式　　1,182,240[1,182,240] （新株予約権１個につき360株）　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	107　（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2024年11月22日 至　2034年11月21日　（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　107 資本組入額　　（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
新株予約権の行使の条件　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）８

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しておりますが、「付与対象者の区分及び人数」は、新株予約権の発行時点の区分で記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

なお、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、上記算式に基づき本新株予約権１個当たりの目的である株式の数を調整し、2026年６月26日より調整後付与株式数360株を適用する。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2024年10月16日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）に115%を乗じた価格（１円未満の端数は切り上げ）である金383円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

なお、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、上記算式に基づき本新株予約権の行使価額を調整し、2026年６月26日より調整後行使価額107円を適用する。

３．本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2024年11月22日から2034年11月21日までとする。
４．増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(1)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(2)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
５．譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
６．新株予約権の行使の条件
(1)　割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の１か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも134円（ただし、上記２において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
(a)　当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
(b)　当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
(c)　当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
(d)　その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
(2)　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
(3)　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(4)　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
なお、(1)に記載の134円は、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、上記２の算式に基づき調整し、2026年６月26日より38円を適用する。
７．新株予約権の取得に関する事項
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
８．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記１に準じて決定する。
(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記８．(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
(5)　新株予約権を行使することができる期間
上記３に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３に定める行使期間の末日までとする。
(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記４に準じて決定する。
(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
(8)　その他新株予約権の行使の条件
上記６に準じて決定する。
(9)　新株予約権の取得事由及び条件
上記７に準じて決定する。
(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
９．新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

第10回新株予約権

決議年月日	2025年９月５日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　４名 当社従業員　50名
新株予約権の数（個）　※	960[960]
新株予約権の払込金額　※	１個につき100円
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	当社普通株式　345,600[345,600] （新株予約権１個につき360株）　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	223　（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2025年９月25日 至　2035年９月24日　（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　223 資本組入額　（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
新株予約権の行使の条件　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）８

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しておりますが、「付与対象者の区分及び人数」は、新株予約権の発行時点の区分で記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

なお、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、上記算式に基づき本新株予約権１個当たりの目的である株式の数を調整し、2026年６月26日より調整後付与株式数360株を適用する。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2025年９月４日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）に120%を乗じた価格（１円未満の端数は切り上げ）である金801円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

なお、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、上記算式に基づき本新株予約権の行使価額を調整し、2026年６月26日より調整後行使価額223円を適用する。

３．本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2025年９月25日から2035年９月24日までとする。

４．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

６．新株予約権の行使の条件

(1)　割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の１か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも267円（ただし、上記２において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする（以下「本行使義務」という。本新株予約権の行使対象者は退職後も本行使義務を有するものとする。）。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)　当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b)　当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)　当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)　その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2)　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3)　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4)　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(5)　新株予約権者は、本新株予約権の全部または一部の放棄をすることはできない。

なお、(1)に記載の267円は、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、上記２の算式に基づき調整し、2026年６月26日より75円を適用する。

７．新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

８．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記１に準じて決定する。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記８．(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

上記３に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３に定める行使期間の末日までとする。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記４に準じて決定する。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)　その他新株予約権の行使の条件

上記６に準じて決定する。

(9)　新株予約権の取得事由及び条件
上記７に準じて決定する。
(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
９．新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

②【ライツプランの内容】

当社は、2026年７月13日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく対抗措置として、第12回Ａ新株予約権の無償割当てを決議いたしました。また、2026年８月12日開催の取締役会において、第12回Ａ新株予約権の取得条項に基づき、非適格者等以外の株主が保有する新株予約権については当社普通株式を、非適格者等が保有する新株予約権については第12回Ｂ新株予約権を、それぞれ対価として取得することを決議いたしました。

第12回Ａ新株予約権

決議年月日	2026年７月13日
付与対象者の区分及び人数	2026年８月10日現在の当社株主（当社を除く。）
新株予約権の数（個）　※	０［０］（注）１
新株予約権の払込金額　※	無償
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	当社普通株式　０［０］（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株につき１円
新株予約権の行使期間	自　2026年９月１日 至　2026年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格 資本組入額　（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による取得については当社取締役会の承認を要する
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。［　］内は提出日の前月末（2026年10月31日）現在の内容であります。

（注）１．新株予約権の発行及び消却について

本新株予約権は、2026年８月10日現在の当社株主名簿に記載又は記録された株主に対し、保有する当社普通株式１株につき１個の割合で無償割当てしたものであり、発行個数は15,648,078個、目的となる株式数は7,824,039株（１個につき当社普通株式0.5株）である。

当社は、2026年８月12日開催の取締役会において、本新株予約権の全部を2026年８月27日付で取得することを決議し、同月24日開催の取締役会において、取得する本新株予約権15,648,078個の全部を同月27日付で消却することを決議した。

当社は、2026年８月27日付で本新株予約権の全部を取得・消却しており、当事業年度末現在の残存個数は０個である。

２．新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式１株当たり１円とし、各新株予約権の行使に際して払い込まれる金額は、当該行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額（１円未満の端数は切上げ）とし、その残額を資本準備金とする。

３．新株予約権の行使の条件

(1)　MTM Capital株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏並びにこれらの者の共同保有者、関連者その他所定の者（以下「非適格者」という。）は、本新株予約権を行使することができない。

(2)　本新株予約権の行使に当たっては、当社所定の書面その他必要資料を提出し、行使条件を満たしていることの確認を受ける必要がある。

(3)　外国の適用法令上、行使に所定の手続又は条件の充足が必要とされる場合には、当該手続又は条件が充足されていると当社が認めた場合に限り、行使することができる。

(4)　各本新株予約権の一部行使はできない。

４．取得条項に関する事項

(1)　当社は、取締役会の決議により、非適格者並びに日本証券金融株式会社及び信用取引を取り扱う所定の金融商品取引業者等（以下「非適格者等」という。）以外の者が保有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権１個につき当社普通株式0.5株の割合で交付することができる。

(2)　当社は、取締役会の決議により、非適格者等が保有する本新株予約権を取得し、その対価として、取得する本新株予約権と同数の第12回Ｂ新株予約権を交付することができる。但し、所定の条件を満たす金融商品取引業者等の保有分については、普通株式を対価とする取得の対象となる場合がある。

(3)　当社は、行使期間の開始前において、独立委員会の勧告を最大限尊重して取締役会が適切と認める場合には、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

なお、当社は、2026年８月27日付で本新株予約権を取得し、その対価として、非適格者等以外の株主に当社普通株式5,311,561株を、非適格者等に第12回Ｂ新株予約権5,024,758個をそれぞれ交付した。

第12回Ｂ新株予約権

決議年月日	2026年８月12日
付与対象者の区分及び人数	第12回Ａ新株予約権の取得の対価として本新株予約権の交付を受けた非適格者等
新株予約権の数（個）　※	5,024,758［5,024,758］（注）１
新株予約権の払込金額	第12回Ａ新株予約権の取得の対価として交付
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	当社普通株式　　2,512,378［2,512,378］（注）１ （新株予約権１個につき0.5株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	１株につき１円（注）２
新株予約権の行使期間	自　2026年９月１日 至　2041年８月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格 資本組入額　　（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
新株予約権の行使の条件　※	（注）３～５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし
取得条項に関する事項 ※	（注）６

※ 当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。［　］内は提出日の前月末（2026年10月31日）現在の内容であります。

（注）１．新株予約権の交付及び目的となる株式について

本新株予約権は、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく対抗措置として、2026年８月27日付で当社が取得した第12回Ａ新株予約権のうち、非適格者等が保有していたものの取得の対価として交付したものであり、交付個数は5,024,758個、目的となる株式数は2,512,378株（１個につき当社普通株式0.5株）である。

２．新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額

(1)　本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当社普通株式１株当たり１円に、行使する本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。

(2)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従って算定される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り上げる。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

３．新株予約権の行使の条件

(1)　本新株予約権の保有者は、第三者のために行使する場合には当該第三者を含め、原則として、次の①及び②の条件をいずれも満たさない限り、本新株予約権を行使することができない。

①本新株予約権の保有者が、下記５．に定める買付等を中止又は撤回し、かつ、その後買付等を実施しないことを誓約していること。

②本新株予約権の保有者の株券等保有割合について、独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が20％未満であること。

ただし、当該株券等保有割合が20％以上である場合であっても、本新株予約権の保有者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託して当社株式を処分し、その処分後の株券等保有割合について、独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が認めた割合が20％未満となったときは、行使後の株券等保有割合が20％未満となる範囲内に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、株券等保有割合の算定に当たっては、保有者の共同保有者が保有する株券等を考慮するほか、当該保有者及びその共同保有者以外の非適格者についても共同保有者とみなして算定する。ただし、非適格者が保有する本新株予約権のうち、行使条件が充足されていないものは算定から除外する。

(2)　上記(1)にかかわらず、次の①から⑥までのいずれかに該当し、それぞれに定める条件を満たす場合には、本新株予約権を行使することができる。

①日本証券金融株式会社が制度信用取引等に係る株式に基づき交付を受けた場合

日本証券金融株式会社（以下「日証金」という。）が保有する本新株予約権であって、日証金が株主名簿上の株主として保有する当社株式に割り当てられた第12回Ａ新株予約権の取得の対価として交付されたものについて、当該第12回Ａ新株予約権が、制度信用取引及び貸借取引の下で非適格者から特定証券会社を通じて担保として預かった当社株式に対して割り当てられたものではないことを確認できる場合。

②特定証券会社が自己勘定取引に基づき保有する株式に係る場合

特定証券会社が保有する本新株予約権であって、当該特定証券会社が名義株主となっている当社株式に割り当てられた第12回Ａ新株予約権の取得の対価として交付されたものについて、当該第12回Ａ新株予約権が、当該特定証券会社の自己勘定取引に基づき保有する当社株式に対して割り当てられたものであることを確認できる場合。

③他の金融商品取引業者が自己勘定取引により取得した場合

第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が、日証金又は特定証券会社から、その保有する本新株予約権を自己勘定取引により取得したものであることを確認できる場合。

④特定証券会社が一般信用取引に係る非適格者以外の実質株主のために保有する場合
特定証券会社が保有する本新株予約権であって、一般信用取引に係る買い建玉を保有する実質株主から担保として預かった当社株式に割り当てられた第12回Ａ新株予約権の取得の対価として交付されたものについて、当該実質株主が非適格者に該当せず、非適格者以外の者のために本新株予約権を行使するものであることを確認できる場合。
⑤日証金又は特定証券会社から直接譲渡を受けた非適格者以外の者が保有する場合
日証金又は特定証券会社から、当社取締役会の承認を得て本新株予約権を直接譲り受けた者（日証金及び特定証券会社を除く。）が、自ら非適格者に該当しないことを表明・保証するとともに、本新株予約権の行使により取得した当社株式を非適格者に直接又は間接に譲渡又は移転しないことを誓約した場合。ただし、立会内取引（市場内クロス取引を除く。）を通じた売買は妨げられない。
⑥当社から直接交付を受けた非適格者以外の者が保有する場合
当社から直接本新株予約権の交付を受けた者（日証金及び特定証券会社を除く。）が、自ら非適格者に該当しないことを表明・保証するとともに、本新株予約権の行使により取得した当社株式を非適格者に直接又は間接に譲渡又は移転しないことを誓約した場合。ただし、立会内取引（市場内クロス取引を除く。）を通じた売買は妨げられない。

上記①から⑥までの各場合においては、それぞれの要件に関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面及び当社が合理的な範囲内で求める客観的資料を提出し、独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して行使を認めることを要する。

(3)　第42期定時株主総会（その延会及び継続会を含む。）において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく対抗措置の発動に係る議案について、出席株主の議決権の過半数の賛成が得られなかった場合には、本新株予約権の保有者は、当該株主総会の終結時以降、本新株予約権を行使することができる。

(4)　外国の証券法その他の適用法令等により、当該法令等の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために所定の手続の履行又は条件の充足が必要となる場合には、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、当社は、当該手続又は条件を履行又は充足する義務を負わない。

(5)　各本新株予約権の一部行使はできない。

４．非適格者の範囲

本新株予約権における「非適格者」とは、次の①から④までのいずれかに該当する者をいう。

①特定大量保有者
MTM Capital株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏。

②特定大量保有者の共同保有者等
金融商品取引法第27条の23第５項に規定する共同保有者及び同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者（特定大量保有者と夫婦の関係にある者を含む。）並びに次の者。
ア　金融商品取引法第27条の２第７項に定める特別関係者。
イ　特定大量保有者との間でフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー。
ウ　上記①又は②のア若しくはイ等に該当する者から、市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-１。市場内クロス取引その他これに準じる取引を含む。）により当社株券等を譲り受けた者。

③無承認の譲受人等
上記①又は②に該当する者から、当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者。

④関連者
上記①から③までに該当する者との間でフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、又は上記①から③までに該当する者が実質的に支配し、若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に認定した者。組合その他のファンドに係る関連者の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案する。なお、篠原猛氏、ファーストメイク・リミテッド株式会社、前一明氏、菊本博之氏、合同会社YN企画、バイオセラミック株式会社、合同会社Happy horse、KING有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏については、第12回Ａ新株予約権の割当基準日である2026年８月10日現在において当社株主である場合には、関連者に該当するものとする。

５．買付等及び議決権割合の定義

(1)　「買付等」とは、次の①から③までのいずれかに該当する行為をいう。ただし、独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が事前に同意したものを除く。

①非適格者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含む。）。

②結果として非適格者の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為。

③非適格者が当社の他の株主との間で行う行為であって、その結果、当該他の株主が非適格者の共同保有者となる合意その他の行為、又は非適格者と当該他の株主との間に、一方が他方を実質的に支配し、若しくは共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為。ただし、当該非適格者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となる場合に限る。

(2)　「議決権割合」とは、非適格者の具体的な買付方法に応じ、次の①又は②の割合をいう。
①非適格者が金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等の保有者及びその共同保有者である場合には、同条第４項に規定する株券等保有割合。この場合、共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮する。
②非適格者が金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合には、同条第８項に規定する株券等所有割合の合計。
株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式総数及び総議決権数について、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができる。

(3)　上記(1)③における実質的支配関係又は共同ないし協調して行動する関係の有無は、新たな出資関係、業務提携関係、取引・契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブ取引や貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成及び当社に対して直接又は間接に及ぼす影響等を基礎として判断する。

(4)　上記(1)③に該当する行為の有無は、独立委員会が合理的に判断する。独立委員会は、当該判断に必要な範囲において、当社株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

６．取得条項に関する事項

(1)　交付日から10年経過後の金銭対価による取得
当社は、本新株予約権の交付日から10年後の日において、なお未行使の本新株予約権が残存する場合には、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権の保有者が保有する本新株予約権のうち、行使条件が充足されていないものの全部を、金銭を対価として取得することができる。
取得対価は、当社取締役会が取得を決定した日の前営業日における当社普通株式の終値に0.5を乗じた金額に、取得対象となる本新株予約権の個数を乗じた金額から、当該新株予約権の全部を行使する場合に支払うべき行使価額を控除した額とする。

(2)　一定の保有者に対する普通株式を対価とする取得
当社は、2026年８月27日以降、取締役会の決議により、次の①から⑥までのいずれかに該当する未行使の本新株予約権を、当社普通株式を対価として取得することができる。
この場合の取得対価は、取得する本新株予約権の個数に１個当たりの目的となる株式数0.5株を乗じた数の当社普通株式とし、計算の結果１株未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てる。
①日証金が保有する本新株予約権のうち、制度信用取引及び貸借取引の下で非適格者から特定証券会社を通じて担保として預かった当社株式に由来するものではないことを確認できるもの。
②特定証券会社が保有する本新株予約権のうち、当該特定証券会社の自己勘定取引に基づき保有する当社株式に由来することを確認できるもの。
③第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が、日証金又は特定証券会社から自己勘定取引により取得した本新株予約権であることを確認できるもの。
④特定証券会社が保有する本新株予約権のうち、一般信用取引に係る実質株主から担保として預かった当社株式に由来するものであって、当該実質株主が非適格者に該当しないことを確認できるもの。
⑤日証金又は特定証券会社から当社取締役会の承認を得て直接譲渡を受けた者（日証金及び特定証券会社を除く。）が保有する本新株予約権であって、当該保有者が非適格者に該当しないことを表明・保証し、取得対価として交付される当社株式を非適格者に直接又は間接に譲渡又は移転しないことを誓約したもの。ただし、立会内取引（市場内クロス取引を除く。）を通じた売買は妨げられない。
⑥当社から直接本新株予約権の交付を受けた者（日証金及び特定証券会社を除く。）が保有する本新株予約権であって、当該保有者が非適格者に該当しないことを表明・保証し、取得対価として交付される当社株式を非適格者に直接又は間接に譲渡又は移転しないことを誓約したもの。ただし、立会内取引（市場内クロス取引を除く。）を通じた売買は妨げられない。
上記①から⑥までの各場合においては、それぞれの要件に関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面及び当社が合理的な範囲内で求める客観的資料を提出し、独立委員会が当該表明・保証の真実性その他の事情を考慮して取得を認めることを要する。
なお、2026年10月30日までに必要な書面その他の客観的資料が提出され、独立委員会が取得を認めたものについては、当社は、2026年８月27日から３か月後を目途として定める実務上可能な日を取得の効力発生日として取得するものとする。

(3)　非適格者の議決権割合が20％未満であったことが証明された場合の取得
非適格者全員の2026年８月10日現在における議決権割合の合計が20％未満であったことについて、客観的かつ合理的な資料に基づき客観的に証明されたと独立委員会が合理的に認めた場合、当社は、取締役会の決議により、実務上可能な限り速やかな日を取得日として、当該取得日時点で未行使の全ての本新株予約権を当社普通株式を対価として取得するものとする。
この場合の議決権割合には、信用取引における買い建玉の形で実質的に保有している株式に係る議決権割合を含む。
取得対価は、取得する本新株予約権の個数に１個当たりの目的となる株式数0.5株を乗じた数の当社普通株式とする。

(4)　株主総会において対抗措置の発動が承認されなかった場合の取得
第42期定時株主総会（その延会及び継続会を含む。）において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく対抗措置の発動に係る議案について、出席株主の議決権の過半数の賛成が得られなかった場合、当社は、取締役会の決議により、当該決議において定める取得日に、未行使の全ての本新株予約権を当社普通株式を対価として取得するものとする。
取得対価は、取得する本新株予約権の個数に１個当たりの目的となる株式数0.5株を乗じた数の当社普通株式とする。

③【その他の新株予約権等の状況】

第８回新株予約権

決議年月日	2024年10月17日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者　６名
新株予約権の数（個）　※	200[200]
新株予約権の払込金額　※	１個につき100円
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	当社普通株式　　72,000[72,000] （新株予約権１個につき360株）　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	103　（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2024年11月15日 至　2032年11月14日　（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　103 資本組入額　　（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
新株予約権の行使の条件　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）８

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しておりますが、「付与対象者の区分及び人数」は、新株予約権の発行時点の区分で記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

なお、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、上記算式に基づき本新株予約権１個当たりの目的である株式の数を調整し、2026年６月26日より調整後付与株式数360株を適用する。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2024年10月16日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）に110%を乗じた価格（１円未満の端数は切り上げ）である金367円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

なお、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、上記算式に基づき本新株予約権の行使価額を調整し、2026年６月26日より調整後行使価額103円を適用する。

３．本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2024年11月15日から2032年11月14日までとする。

４．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

６．新株予約権の行使の条件

(1)　割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の１か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも134円（ただし、上記２において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)　当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b)　当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)　当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)　その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2)　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3)　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4)　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

なお、(1)に記載の134円は、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、上記２の算式に基づき調整し、2026年６月26日より38円を適用する。

７．新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

８．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)　交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記１に準じて決定する。

(4)　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記８．(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

上記３に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３に定める行使期間の末日までとする。

(6)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記４に準じて決定する。

(7)　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)　その他新株予約権の行使の条件

上記６に準じて決定する。

(9)　新株予約権の取得事由及び条件

上記７に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

９．新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

第11回新株予約権

決議年月日	2026年４月14日
付与対象者の区分及び人数	ネクスト・グロース株式会社　１社
新株予約権の数（個）　※	9,947[9,947]
新株予約権の払込金額　※	１個につき272円
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	当社普通株式　　2,675,743[2,675,743] （新株予約権１個につき269株）　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2026年５月１日 至　2029年４月30日　（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　（注）２ 資本組入額　（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
新株予約権の行使の条件　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）８

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。なお、2026年９月15日開催の取締役会において、割当先であるネクスト・グロース株式会社が保有する本新株予約権の全部を取得することを決議し、2026年９月30日付で当社が取得しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日現在における内容を［ ］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当初100株とする。

(2)　当社が普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数　＝　調整前割当株式数　×　株式分割等の比率

(3)　当社が株式分割等以外の事由により行使価額を調整する場合には、当該時点で未行使の本新株予約権について、割当株式数を次の算式により調整する。ただし、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4)　調整後割当株式数の適用日は、調整後行使価額の適用日と同日とする。

なお、2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）及び2026年８月27日を効力発生日とする第12回Ａ新株予約権の取得に伴う当社普通株式の交付により割当株式数を調整した結果、当事業年度末現在の割当株式数は269株、本新株予約権の目的である株式の総数は2,675,743株となっている。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)　各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)　本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初324円とする。

(3)　本新株予約権の行使価額は、当初324円とし、割当日の翌取引日に初回の修正が行われ、以後２週間ごとの月曜日に修正される。修正後の行使価額は、各修正日の直前取引日（当該日に当社普通株式の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日）における東京証券取引所での当社普通株式の普通取引の終値の90％に相当する金額（１円未満切上げ）とする。ただし、当該金額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を適用する。

なお、当初の下限行使価額は227円であったが、2026年６月26日を効力発生日とする株式分割及び2026年８月27日を効力発生日とする第12回Ａ新株予約権の取得に伴う当社普通株式の交付により調整され、当事業年度末現在の下限行使価額は85円となっている。

３．本新株予約権を行使することができる期間

2026年５月１日から2029年４月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日を最終日とする。

４．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額（計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額）とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

５．譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権の割当先は、当社の取締役会の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することができない。ただし、当社、グロース・キャピタル株式会社その他一定の関係会社等への譲渡については、第三者割当契約に定める条件に従うものとする。

６．新株予約権の行使の条件

(1)　各本新株予約権の一部行使はできない。

(2)　本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、原則として、単一暦月において割当日時点の上場株式数の10％を超えることとなる行使はできない。ただし、公開買付けが行われる場合、一定の組織再編行為が公表された場合その他所定の場合には、当該制限は適用されない。

(3)　当社は、１年間に１回、連続する120日間を上限として、割当先による本新株予約権の全部又は一部の行使を停止させることができる。また、当社は、行使停止期間中であっても、割当先に対して行使の再開を認めることができる。

７．新株予約権の取得に関する事項

(1)　当社は、本新株予約権の取得が必要であると取締役会が決議した場合には、所定の手続に従い、取締役会が定める取得日に、本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権１個当たり272円で取得することができる。

(2)　当社が消滅会社となる合併、会社分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転等の組織再編行為について株主総会の承認決議がなされた場合には、当社は、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権の全部を１個当たり272円で取得する。

(3)　当社普通株式が東京証券取引所において監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、所定の手続に従い、本新株予約権の全部を１個当たり272円で取得する。

(4)　本新株予約権の行使期間が満了した場合には、当社は、本新株予約権の全部を１個当たり272円で取得する。

なお、当社は、2026年９月15日開催の取締役会において、本新株予約権の全部9,947個を、１個当たり272円、総額2,705,584円で取得することを決議し、2026年９月30日付で取得した。

８．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が消滅会社となる合併、会社分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転等の組織再編行為について株主総会の承認決議がなされた場合には、当社は、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権の全部を１個当たり272円で取得する。

なお、組織再編行為に伴い、再編対象会社の新株予約権を交付する旨の定めはない。

９．新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

10．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する。その特質等は以下のとおりである。

(1)　本新株予約権は、株価の下落により行使価額が下方修正された場合、資金調達額が減少する仕組みとなっている。

(2)　行使価額の修正基準及び修正頻度は、上記２に記載のとおりである。

(3)　下限行使価額は85円、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は2,675,743株（2026年８月31日現在の発行済株式総数の12.76％）であり、全て行使された場合の資金調達額の下限は227,438,155円となる。ただし、本新株予約権が行使されない可能性がある。

(4)　本新株予約権には、当社の決定によりその全部を取得することができる条項が設けられている。取得事由及び条件は、上記７に記載のとおりである。

(5)　割当先との間で、月間行使数量の制限及び当社による行使停止に関する取決めを定めている。

(6)　割当先との間で、当社普通株式の売買に関する取決めはない。また、当社の把握する限り、割当先と当社の特別利害関係者等との間に当社普通株式の貸借に関する取決めはない。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当事業年度において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権の行使状況は次のとおりです。

第11回新株予約権

	中間会計期間 （2026年３月１日から 2026年８月31日まで）	第42期 （2025年９月１日から 2026年８月31日まで）
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	－	－
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	－	－
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	－	－
当該期間の権利行使に係る資金調達額（円）	－	－
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	－	－
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	－	－
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	－	－
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（円）	－	－

※　上記の第11回新株予約権については、2026年９月15日開催の取締役会において、割当先であるネクスト・グロース株式会社が保有する本新株予約権の全部を取得することを決議し、2026年９月30日付で当社が取得しております。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2021年９月１日～2022年８月31日　（注）１	165,000	2,072,500	43,663	271,777	43,663	201,777
2022年９月１日～2023年８月31日　（注）２	86,786	2,159,286	15,925	287,703	15,925	217,703
2023年９月１日～2024年８月31日　（注）３	510,990	2,670,276	72,305	360,008	72,305	290,008
2024年９月１日～2025年８月31日　（注）４	1,071,638	3,741,914	151,712	511,720	151,712	441,720
2025年９月１日～2025年10月31日　（注）５	4,500	3,746,414	850	512,570	850	442,570
2025年11月１日　（注）６	3,746,414	7,492,828	－	512,570	－	442,570
2025年11月１日～2026年４月30日　（注）７	71,000	7,563,828	7,161	519,732	7,161	449,732
2026年４月30日　（注）８	817,900	8,381,728	132,499	652,232	132,499	582,232
2026年５月１日～2026年６月25日　（注）９	201,000	8,582,728	19,013	671,245	19,013	601,245
2026年６月26日　（注）10	6,866,182	15,448,910	－	671,245	－	601,245
2026年６月26日～2026年７月31日　（注）11	203,760	15,652,670	10,747	681,993	10,747	611,993
2026年８月１日～2026年８月31日　（注）12	5,311,561	20,964,231	－	681,993	－	611,993

（注）１．第４回新株予約権の行使による増加であります。
２．第５回新株予約権の行使による増加であります。
３．第７回新株予約権の行使による増加であります。
４．第７回及び第９回新株予約権の行使による増加であります。
５．第６回及び第９回新株予約権の行使による増加であります。
６．2025年10月10日開催の取締役会決議により、2025年11月１日付けで普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。
７．第６回、第９回及び第10回新株予約権の行使による増加であります。
８．第三者割当による新株式の発行による増加であります。
発行価格　　324円
資本組入額　162円
割当先　　ネクスト・グロース株式会社、株式会社ＯＰＵＳ６７
９．第６回、第８回及び第10回新株予約権の行使による増加であります。
10．2026年５月29日開催の取締役会決議により、2026年６月26日付けで普通株式１株につき1.8株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。
11．第６回、第８回及び第９回新株予約権の行使による増加であります。
12．第12回Ａ新株予約権の取得に伴う新株式の発行による増加であります。

（５）【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	1	12	23	13	15	4,049	4,113	―
所有株式数（単元）	―	1,593	1,502	105,983	1,108	1,423	96,342	207,951	169,131
所有株式数の割合（％）	―	0.77	0.72	50.97	0.54	0.68	46.33	100.00	―

（注）　自己株式4,592株は、「個人その他」に45単元、「単元未満株式の状況」に92株を含めて記載しております。

（６）【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ＯＰＵＳ６７	東京都千代田区神田猿楽町一丁目４番６－1302号	2,083,320	9.94
MTM Capital株式会社	東京都港区南青山六丁目２番９号	2,031,680	9.69
オプションハウス株式会社	神奈川県藤沢市南藤沢８番９－206号	1,755,000	8.37
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目６番１号	1,526,040	7.28
株式会社ライフイン２４ｇｒｏｕｐ	東京都豊島区東池袋四丁目14番２号	1,190,160	5.68
東野　綾太	福井県坂井市	1,100,250	5.25
株式会社中広	岐阜県岐阜市東興町27番地	1,096,200	5.23
合同会社トレーディングワン	東京都豊島区東池袋二丁目62番８号　ＢＩＧオフィスプラザ池袋1206	684,000	3.26
吉田　康次郎	神奈川県横浜市神奈川区	364,500	1.74
大久保　陽介	千葉県市川市	275,500	1.31
計	―	12,106,650	57.76

（注）１．前事業年度末において主要株主であったMTM Capital株式会社は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

２．前事業年度末において主要株主でなかった株式会社ＯＰＵＳ６７は、当事業年度末現在では主要株主になっております。

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　4,500	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　20,790,600	207,906	－
単元未満株式	普通株式　169,131	－	－
発行済株式総数	20,964,231	－	－
総株主の議決権	－	207,906	－

（注）単元未満株式欄の普通株式には、自己株式92株が含まれております。

②【自己株式等】

2026年８月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社地域新聞社	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号	4,500	－	4,500	0.02
計	－	4,500	－	4,500	0.02

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第192条第１項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	1,640	270,520
当期間における取得自己株式	3,630	429,770

（注）当期間における取得自己株式には、2026年11月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（千円）	株式数（株）	処分価額の総額（千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
保有自己株式数	4,592	－	3,630	－

（注）当期間における保有自己株式数には、2026年11月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

３【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要事項として認識しております。一方で、現在は他社とのアライアンスを中心とした新サービスの創出や経営基盤の強化を進めており、当事業年度の期末配当は無配とさせていただく方針です。2025年11月30日開催の第41期定時株主総会では、繰越欠損の解消を目的とする「資本金及び資本準備金の額の減少の件」が否決されました。当社は早期の復配を検討できる財務基盤を整えるため、2026年11月27日開催の第42期定時株主総会に、同趣旨の議案を改めて付議しております。当該議案が承認可決され、所定の手続きを経て欠損填補が実施されれば、利益剰余金のマイナスを解消する見込みです。株主の皆様に本議案の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただくことが、早期復配に向けた重要な一歩となります。今後は、業績及び財務状況、成長投資に必要な資金等を勘案しながら、株主の皆様への利益還元の早期実現を目指してまいります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

４【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人たち」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。この認識を踏まえて、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを構築することによって実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが必要であると考えております。

②　企業統治の体制の概要

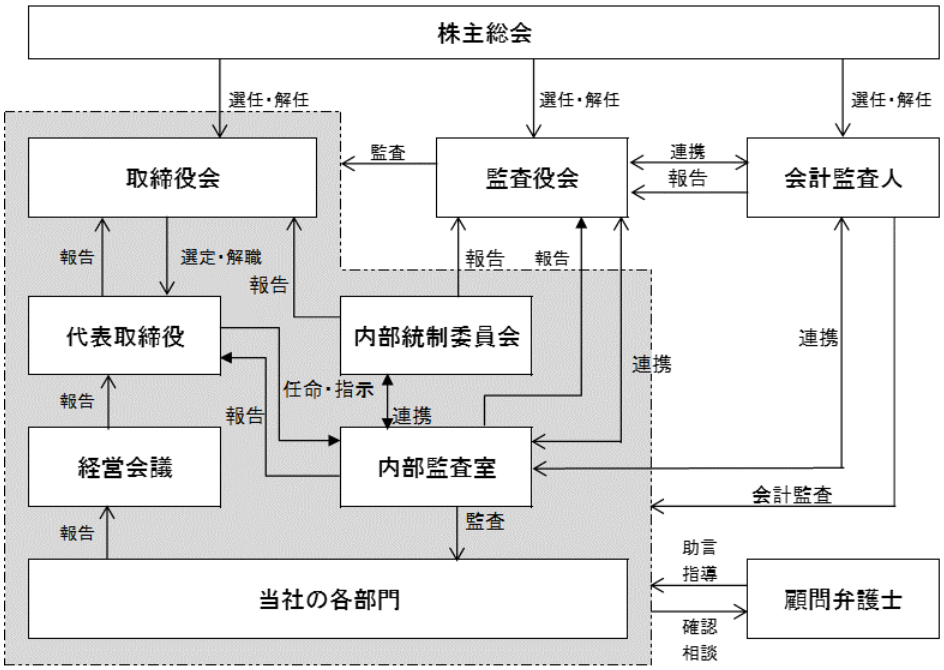
当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会、監査役会及び経営会議を有しております。

取締役会は、社外取締役１名を含む取締役５名（代表取締役社長　細谷佳津年、取締役　金箱義明、取締役　松川真士、取締役　齋藤律子、社外取締役　田中康郎）で構成されており、原則毎月１回以上開催し、経営の意思決定機関及び取締役の職務執行を監視、監督する機関としての役割を果たしております。

監査役会は、社外監査役３名（常勤監査役　色部文雄、監査役　丸野登紀子、監査役　工藤清美）で構成されており、原則として毎月１回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。各監査役の取締役会への出席の他、社内重要会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役及び取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対して監査機能を発揮しております。

経営会議は、取締役等で構成されており、原則隔週１回開催し、日常の個々の業務遂行における報告、検討・協議及び決定を行っております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



③　企業統治の体制を採用する理由

当社は、法定の監査機能が充実している監査役会設置会社を選択しております。社外取締役（１名）及び社外監査役（３名）が、取締役会等において外部の視点から客観的な助言等を行い、取締役の業務執行に係る説明責任の果たし方や判断の公正性を日常的・恒常的に評価する役割を果たしており、外部からの客観的・中立的な経営監視機能の強化を図っております。また、取締役会及び監査役会に加えて、取締役等で構成する経営会議に常勤の社外監査役が出席することにより企業統治の更なる強化を図っております。さらに、内部監査室による内部監査と「内部統制委員会」による取締役会への提言なども組み合わせることによって、より公正で効率的な当社の運営・管理を行うことができるものと考えております。

このようなコーポレート・ガバナンス体制により、経営の透明性・公正性の維持・強化が図られるとともに、上記の経営会議等の運営により迅速かつ果断な意思決定を行うことができるものと考え、ガバナンス機構の構成に関して現状の体制を採用しております。

※当社は、2026年11月27日開催予定の定時株主総会の議案として、「取締役５名選任の件」及び「監査役２名選任の件」としており、当該議案が承認可決されますと、当社の取締役は５名（内、社外取締役１名）、監査役は３名（内、社外監査役３名）となります。詳細につきましては、後記「（２）役員の状況」をご確認ください。

④　内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

ａ．当社の取締役・使用人等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス基本方針、内部統制重点行動指針を制定する。
・内部統制委員会は、隔月１回以上開催し、活動内容については、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。各本部に内部統制推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、内部監査を実施する。
・組織を横断する各種組織（内部統制委員会、衛生委員会）を設置し、法令及び定款に適合することを確保する。

・内部監査室は、コンプライアンス規程及び内部統制委員会の実施状況を監査し、他の業務監査の結果を含めて定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
・内部監査室は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改定を提案する。
・企業経営及び日常業務に関わる必要なアドバイスを顧問弁護士から常時受けることのできる体制を構築する。
・「内部通報窓口」に内部監査室長を配置し、内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
・反社会的勢力及び団体とは一切の関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することを基本方針とし、コンプライアンス規程及びコンプライアンス基本方針において社内に周知徹底する。
・財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

ｂ．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報システム基本規程及び文書管理規程に基づき適切に管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
・文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書管理規程に定めるところによる。
・文書保存及び管理に係る事務に関しては、法務総務統括部統括部長が所管する。

ｃ．当社の損失の危険の管理に対する規程その他の体制
・事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスを取りつつ持続的成長による企業価値の向上を目指し、「リスク管理規程」に基づき、内部統制実務責任者及び各部門長により構成される「内部統制委員会」を設置する。
・「内部統制委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営に当たるとともに、リスクマネジメントを継続的に改善する。
・各本部においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
・内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、その結果をリスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会に報告する。
・内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制委員会及び各本部長に通報する体制を構築する。

ｄ．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・経営理念に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画等を策定する。
・職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
・取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、全て取締役会に付議することを遵守し、原則として、月１回取締役会を開催する。また、取締役等で構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な議題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
・取締役会の決定による業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正かつ効率的に職務の執行を行うこととする。

ｅ．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を１名以上配置することとする。

ｆ．当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。

ｇ．当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

ｈ．当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
・当社の取締役及び使用人は、下記の事項を発見した場合には、遅滞なく当社の監査役に報告する。
　ⅰ　職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
　ⅱ　会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
　ⅲ　会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
・当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
・当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会に出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

ｉ．当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役に報告をした当社役員及び従業員（以下「当社役職員」という。）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報の取扱いに関する規程に明記するとともに、当社役職員に周知徹底する。

ｊ．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

ｋ．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換を行うなどして監査役との意思の疎通を図るものとする。
・当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。

・当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。
・当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携して監査業務の執行にあたる。

⑤　責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役（非業務執行取締役）及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑥　役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役との間に会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。

⑦　役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

⑧　取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

⑨　取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨定款に定めております。

⑩　剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

⑪　取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

⑫　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑬　取締役の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を年28回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	役職	開催回数	出席回数
細谷　佳津年	代表取締役社長	28回	28回
金箱　　義明	取締役	28回	28回
松川　　真士	取締役	28回	28回
齋藤　　律子	取締役	28回	28回
田中　　康郎	社外取締役	28回	28回

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第20条第３項の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が11回ありました。

取締役会における具体的な検討事項は以下のとおりであります。

報告事項：取締役会における決議事項の執行経過とその結果、営業及び経理上の重要事項、内部統制の整備及び運用状況

決議事項：株主総会の招集及び議案の決定、経営一般に関する重要事項、株式及び社債に関する重要事項、組織、人事に関する重要事項、業務執行に関する重要事項

⑭　株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）を導入しており、その内容等は次のとおりであります。

ａ．基本方針の内容の概要

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、当社は2024年２月の経営体制刷新に伴い、同年６月３日に新たな成長戦略「Strategic Plan」を発表し、同年６月28日に開催した臨時株主総会において勧告的決議が承認可決されました。この「Strategic Plan」に基づき、地域密着型の新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業等という当社の事業を運営するにあたっては、取引先である地域の広告主や広告代理店、読者である地域社会の方々から長年に亘っていただいている信頼が重要であり、その基盤となる高い配布率や地域密着型のコンテンツ力を支える専属のポスメイト（戸別配布員）やライターとの強固な関係性に基づく当社独自の地域に根ざした事業展開が非常に重要であります。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社の企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するよう求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにすることが必要であると考えております。また、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であることから、当社取締役会は、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様の負託を受けた者の責務であると考えております。

ｂ．基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

１．基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

(1) 今後の戦略に関する基本方針

当社は、2024年６月３日に「今後の戦略に関する基本方針」を公表し、同年６月28日開催の臨時株主総会において、本基本方針に関する勧告的決議が承認されております。その後も、当社の企業価値を再定義し、中長期的な企業価値の向上を実現するため、本基本方針の改定・更新を重ね、2025年11月30日開催の第41期定時株主総会において、最新の本基本方針について株主の皆様のご賛同をいただいております。

本基本方針においては、無料紙面掲載からのペルソナデータの創造とAIを活用したプロモーション・マーケティング戦略及び「地域共創プラットフォーム」の構築による新型ビジネスモデルの展開等を掲げており、これらの取組みを通じて、中長期的な企業価値の向上を目指しております。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人達」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。そのためにも、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを実現することがコーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。

②企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会、監査役会及び経営会議を有しております。

取締役会は、社外取締役１名を含む取締役５名で構成されており、原則毎月１回以上開催し、経営の意思決定機関及び取締役の職務執行を監視、監督する機関としての役割を果たしております。

監査役会は、社外監査役３名で構成されており、原則として毎月１回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。各監査役の取締役会への出席の他、社内重要会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役及び取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対して監査機能を発揮しております。

経営会議は、取締役等で構成されており、原則隔週１回開催し、日常の個々の業務遂行における報告、検討・協議及び決定を行っております。

当社の取締役のうち田中康郎は独立社外取締役であり、また、当社の監査役は全員が独立社外監査役であります。当社の独立役員はそれぞれ法務・財務・会計等の知見や企業経営の経験を有しており、経営の透明性を高めるとともに、客観的な立場からの経営の監督、適切な助言が得られる体制としております。

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

２．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、2022年10月24日開催の取締役会決議及び2022年11月24日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）を導入し、2025年10月17日開催の取締役会において、その内容を更新することを決議するとともに、2025年11月30日開催の第41期定時株主総会において、その更新について株主の皆様のご承認をいただいております（以下、更新後の買収への対応方針を「本プラン」といいます。）。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株券等に対する

大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案する、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買付者等に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。また、株券等の取得を伴わない場合であっても、一定の株主間において共同保有関係又は共同ないし協調して行動する関係を形成する行為であって、これらの者の株券等保有割合の合計が20%以上となるものについても、本プランの適用対象としております。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに基づく対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動、不発動等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する者で構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認します。ただし、買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合や、買付等が濫用的買収又は強圧的二段階買収に該当する場合等には、株主意思確認総会を経ることなく、対抗措置を実施することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、第41期定時株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。ただし、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとしております。

なお、当社は、当事業年度において、本プランに基づく対抗措置として、第12回Ａ新株予約権の無償割当てを実施し、その後、当該新株予約権の取得並びにこれに伴う当社普通株式及び第12回Ｂ新株予約権の交付等を行っております。

ｃ．具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「今後の戦略に関する基本方針」に基づく取組み及びコーポレート・ガバナンスの強化、本プラン等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものであることから、当社の基本方針に沿うものです。

さらに、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足するとともに、「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」を踏まえた内容となっていること、第41期定時株主総会においてその更新について株主の皆様のご承認を得ていること、一定の場合には本プランに基づく対抗措置の発動の是非等について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が付されていること、及び有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止できるものとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。

加えて、本プランに基づく対抗措置の発動等に際しては、独立性のある社外取締役、社外監査役及び社外の有識者のいずれかに該当する者から構成される独立委員会による勧告を経ることとされており、取締役会の恣意的な判断を排除し、その判断の公正性及び客観性を確保するための仕組みが設けられております。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

a. 2026年11月26日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性5名　女性3名（役員のうち女性の比率37.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役 社長	細谷　佳津年	1965年12月16日生	1990年４月　国際興業株式会社入社 2002年９月　株式会社ギャガ・コミュニケーションズ（現、ギャガ株式会社）入社 2003年６月　生駒シービー・リチャードエリス株式会社（現、シービーアールイー株式会社）入社 2006年４月　同社財務経理部部長 2009年９月　株式会社エー・ディー・ワークス管理部長 2011年６月　同社取締役CFO兼経営管理部長 2014年６月　同社常務取締役ＣＦＯ兼経営管理部長 2018年７月　同社常務取締役ＣＦＯ兼エクイティ・アドバイザリー室長 2020年４月　株式会社ＡＤワークスグループ常務取締役ＣＦＯ 2020年12月　株式会社エンジェル・トーチ代表取締役社長 2022年３月　株式会社ＡＤワークスグループ専務取締役ＣＦＯ 2022年５月　一橋大学school　of　Business Administration「HFLP」修了 岡三デジタル証券準備株式会社社外取締役 2023年11月　当社取締役就任 2024年２月　当社代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	149,040
取締役 印刷・物流・配布等業務全般管掌	金箱　義明	1959年２月19日生	1998年５月　当社入社 2000年10月　当社本社営業部部長 2003年７月　当社東葛支社支社長 2006年８月　当社代理店営業部部長 2007年５月　当社退社 2007年６月　個人事業主 2010年８月　当社再入社　ＣＳ推進室室長 2011年９月　当社ポスメイト管理部部長 2014年11月　当社取締役就任（現任） 2024年11月　当社印刷・物流・配布等業務全般管掌（現任） 2025年５月　一般社団法人日本フリーペーパーネットワーク理事（現任）	(注) 3	110,700
取締役 人的資本経営管掌	松川　真士	1981年５月21日生	2004年４月　当社入社 2007年９月　当社成田支社支社長 2008年９月　当社船橋支社支社長 2013年９月　当社営業本部副本部長兼千葉支社支社長 2014年11月　当社取締役就任（現任） 当社営業本部本部長兼船橋支社長 2015年３月　当社営業本部本部長 2019年３月　当社管理本部本部長 2023年11月　当社営業統括 2024年11月　当社人的資本経営管掌（現任）	(注) 3	54,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役 コーポレートガバナンス・リスクマネジメント管掌	齋藤　律子	1964年11月2日生	1988年４月　株式会社リクルートコスモス（現、株式会社コスモスイニシア）入社 2010年１月　株式会社エー・ディー・ワークス経営企画室ジェネラルカウンセル 2020年４月　株式会社ＡＤワークスグループ経営企画室ＦＳＡ＆ＳＥ部長 2021年４月　（一社）不動産特定共同事業者協議会事務局長 2021年６月　株式会社ＡＤワークスグループ不特法協議会推進室長 2021年７月　同社ディスクロージャー統括室長 2023年１月　株式会社エンジェル・トーチ取締役 2023年11月　当社社外取締役就任 2024年６月　株式会社サンドラッグ社外取締役（現任） 2024年11月　当社取締役就任（現任） コーポレートガバナンス・リスクマネジメント管掌（現任）	（注）３	16,050
取締役 （注）１	田中　康郎	1946年２月９日生	1971年４月　判事補任官 1981年４月　東京地方裁判所判事 1985年４月　国連アジア極東犯罪防止研修所研修部長 1994年４月　東京地方裁判所部総括判事 2003年２月　盛岡地方・家庭裁判所長 2005年２月　東京高等裁判所部総括判事 2009年３月　札幌高等裁判所長官 2011年２月　弁護士登録（現任） 2011年４月　明治大学法科大学院教授 2015年３月　株式会社建設技術研究所監査役（現任） 12月　明治大学法科大学院長事務取扱 2017年11月　当社社外取締役就任（現任）	（注）３	－
常勤監査役 （注）２	色部　文雄	1949年２月５日生	1967年３月　株式会社河合楽器製作所入社 1975年３月　ピジョン株式会社入社 2000年10月　同社執行役員営業本部副本部長 2002年３月　同社監査室チーフマネージャー 2005年４月　同社常勤監査役 2009年８月　エフルート株式会社内部監査室長 2010年11月　当社常勤監査役就任（現任）	（注）４	127,170
監査役 （注）２	丸野　登紀子	1973年７月21日生	2002年10月　第一東京弁護士会登録 出澤総合法律事務所入所（現任） 2016年11月　当社社外監査役（現任） 2017年６月　株式会社ニチリョク監査役 2019年６月　ライト工業株式会社監査役（現任） 2022年３月　株式会社ファンコミュニケーションズ監査役 2022年４月　医療法人社団幸生会監事（現任） 2023年４月　株式会社ファンコミュニケーションズ社外取締役（監査等委員）（現任）	（注）４	－
監査役 （注）２	工藤　清美	1969年12月８日生	1992年４月　株式会社日本総合研究所入社 1994年４月　株式会社国際評論社入社 2012年１月　ファイナンシャルプランナーとして独立 2012年４月　早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター招聘研究員 2019年６月　株式会社エフピーブラッサム設立代表取締役（現任） 2025年４月　専修大学商学部兼任教員（現任） 2025年11月　当社社外監査役（現任）	（注）５	－
計					456,960

（注）１．取締役田中康郎は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．常勤監査役色部文雄並びに監査役丸野登紀子及び工藤清美は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．2025年11月30日開催の定時株主総会の終結の時から2026年８月期の定時株主総会の終結の時まで。
４．2022年11月24日開催の定時株主総会の終結の時から2026年８月期の定時株主総会の終結の時まで。
５．2025年11月30日開催の定時株主総会の終結の時から2029年８月期の定時株主総会の終結の時まで。

６．当社は、法令に定める監査の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名を選任しております。
補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数（株）
久保　能成	1959年７月25日生	1982年４月　三洋証券株式会社入社 1998年５月　アリコジャパン（現メットライフ生命保険株式会社）入社 1999年９月　当社入社 2001年12月　千葉支社営業担当 2003年９月　本社営業事務担当 2006年３月　内部監査室長（現任）	4,320

ｂ.2026年11月27日開催予定の定時株主総会の議案として、「取締役５名選任の件」及び「監査役２名選任の件」としており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性5名　女性3名（役員のうち女性の比率37.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役 社長	細谷　佳津年	1965年12月16日生	1990年４月　国際興業株式会社入社 2002年９月　株式会社ギャガ・コミュニケーションズ（現、ギャガ株式会社）入社 2003年６月　生駒シービー・リチャードエリス株式会社（現、シービーアールイー株式会社）入社 2006年４月　同社財務経理部部長 2009年９月　株式会社エー・ディー・ワークス管理部長 2011年６月　同社取締役CFO兼経営管理部長 2014年６月　同社常務取締役ＣＦＯ兼経営管理部長 2018年７月　同社常務取締役ＣＦＯ兼エクイティ・アドバイザリー室長 2020年４月　株式会社ＡＤワークスグループ常務取締役ＣＦＯ 2020年12月　株式会社エンジェル・トーチ代表取締役社長 2022年３月　株式会社ＡＤワークスグループ専務取締役ＣＦＯ 2022年５月　一橋大学school of Business Administration「HFLP」修了 岡三デジタル証券準備株式会社社外取締役 2023年11月　当社取締役就任 2024年２月　当社代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	149,040
取締役 印刷・物流・配布等 業務全般 管掌	金箱　義明	1959年２月19日生	1998年５月　当社入社 2000年10月　当社本社営業部部長 2003年７月　当社東葛支社支社長 2006年８月　当社代理店営業部部長 2007年５月　当社退社 2007年６月　個人事業主 2010年８月　当社再入社　ＣＳ推進室室長 2011年９月　当社ポスメイト管理部部長 2014年11月　当社取締役就任（現任） 2024年11月　当社印刷・物流・配布等業務全般管掌（現任） 2025年５月　一般社団法人日本フリーペーパーネットワーク理事（現任）	(注) 3	110,700
取締役 人的資本経営 管掌	松川　真士	1981年５月21日生	2004年４月　当社入社 2007年９月　当社成田支社支社長 2008年９月　当社船橋支社支社長 2013年９月　当社営業本部副本部長兼千葉支社支社長 2014年11月　当社取締役就任（現任） 当社営業本部本部長兼船橋支社長 2015年３月　当社営業本部本部長 2019年３月　当社管理本部本部長 2023年11月　当社営業統括 2024年11月　当社人的資本経営管掌（現任）	(注) 3	54,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役 コーポレートガバナンス・リスクマネジメント管掌	齋藤　律子	1964年11月2日生	1988年４月　株式会社リクルートコスモス（現、株式会社コスモスイニシア）入社 2010年１月　株式会社エー・ディー・ワークス経営企画室ジェネラルカウンセル 2020年４月　株式会社ＡＤワークスグループ経営企画室ＦＳＡ＆ＳＥ部長 2021年４月　（一社）不動産特定共同事業者協議会事務局長 2021年６月　株式会社ＡＤワークスグループ不特法協議会推進室長 2021年７月　同社ディスクロージャー統括室長 2023年１月　株式会社エンジェル・トーチ取締役 2023年11月　当社社外取締役就任 2024年６月　株式会社サンドラッグ社外取締役（現任） 2024年11月　当社取締役就任（現任） コーポレートガバナンス・リスクマネジメント管掌（現任）	（注）３	16,050
取締役 （注）１	田中　康郎	1946年２月９日生	1971年４月　判事補任官 1981年４月　東京地方裁判所判事 1985年４月　国連アジア極東犯罪防止研修所研修部長 1994年４月　東京地方裁判所部総括判事 2003年２月　盛岡地方・家庭裁判所長 2005年２月　東京高等裁判所部総括判事 2009年３月　札幌高等裁判所長官 2011年２月　弁護士登録（現任） 2011年４月　明治大学法科大学院教授 2015年３月　株式会社建設技術研究所監査役（現任） 12月　明治大学法科大学院長事務取扱 2017年11月　当社社外取締役就任（現任）	（注）３	－
常勤監査役 （注）２	色部　文雄	1949年２月５日生	1967年３月　株式会社河合楽器製作所入社 1975年３月　ピジョン株式会社入社 2000年10月　同社執行役員営業本部副本部長 2002年３月　同社監査室チーフマネージャー 2005年４月　同社常勤監査役 2009年８月　エフルート株式会社内部監査室長 2010年11月　当社常勤監査役就任（現任）	（注）４	127,170
監査役 （注）２	丸野　登紀子	1973年７月21日生	2002年10月　第一東京弁護士会登録 出澤総合法律事務所入所（現任） 2016年11月　当社社外監査役（現任） 2017年６月　株式会社ニチリョク監査役 2019年６月　ライト工業株式会社監査役（現任） 2022年３月　株式会社ファンコミュニケーションズ監査役 2022年４月　医療法人社団幸生会監事（現任） 2023年４月　株式会社ファンコミュニケーションズ社外取締役（監査等委員）（現任）	（注）４	－
監査役 （注）２	工藤　清美	1969年12月８日生	1992年４月　株式会社日本総合研究所入社 1994年４月　株式会社国際評論社入社 2012年１月　ファイナンシャルプランナーとして独立 2012年４月　早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター招聘研究員 2019年６月　株式会社エフピーブラッサム設立代表取締役（現任） 2025年４月　専修大学商学部兼任教員（現任） 2025年11月　当社社外監査役（現任）	（注）５	－
計					456,960

（注）１．取締役田中康郎は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．常勤監査役色部文雄並びに監査役丸野登紀子及び工藤清美は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．2026年11月27日開催の定時株主総会の終結の時から2027年８月期の定時株主総会の終結の時まで。
４．2026年11月27日開催の定時株主総会の終結の時から2030年８月期の定時株主総会の終結の時まで。
５．2025年11月30日開催の定時株主総会の終結の時から2029年８月期の定時株主総会の終結の時まで。

６．当社は、法令に定める監査の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名を選任しております。
補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数（株）
久保　能成	1959年７月25日生	1982年４月　三洋証券株式会社入社 1998年５月　アリコジャパン（現メットライフ生命保険株式会社）入社 1999年９月　当社入社 2001年12月　千葉支社営業担当 2003年９月　本社営業事務担当 2006年３月　内部監査室長（現任）	4,320

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は１名、社外監査役は３名であります。

社外取締役田中康郎氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、司法分野における豊富な経験及び知見を有しており、これらを活かして当社の企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

社外監査役色部文雄氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上場企業における長年の豊富な経験に加え、監査室及び監査役としての経験を有しており、これらを活かして経営の監視及び適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役丸野登紀子氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有していることから、法律専門家としての客観的な立場から、経営の監視及び適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役工藤清美氏は、ファイナンシャルプランナーとして活動し、資産形成や経営に関する相当程度の知見を有していることから、その専門的な知識と経験を活かし、客観的な立場から経営の監視及び適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

当社と各社外役員との利害関係については、色部文雄氏が本書提出日現在、当社株式127,170株を保有しておりますが、当該株式保有を除き、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、田中康郎氏、丸野登紀子氏及び工藤清美氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する独自の基準又は方針を特に定めておりませんが、東京証券取引所が定める独立性に関する基準等を踏まえ、各社外役員の独立性を判断しております。田中康郎氏及び丸野登紀子氏については、法律専門家としての立場から、色部文雄氏については、当社との取引関係がない現在の東京証券取引所プライム市場上場企業の出身者であることから、また、工藤清美氏については、当社との間に人的関係、資本的関係その他の利害関係がないことから、それぞれ独立性が確保されていると判断しております。

以上により、当社は、社外取締役１名及び社外監査役３名の全員について、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

なお、当社は、2026年11月27日開催予定の第42期定時株主総会に「取締役５名選任の件」及び「監査役２名選任の件」を付議する予定であり、当該議案が承認可決された場合、社外取締役は１名、社外監査役は３名となる予定であります。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、外部の客観的かつ独立した立場から取締役の業務執行を監督し、取締役会において適宜意見を述べております。また、内部監査、監査役監査及び会計監査の状況について報告を受けるとともに、必要に応じて意見交換を行うことにより、各監査との相互連携を図り、監督機能を果たしております。

社外監査役は、外部の客観的かつ独立した立場から取締役の業務執行を監視し、取締役会及び監査役会において適宜意見を述べております。また、取締役会における内部監査、監査役監査及び会計監査の報告を通じて、それぞれの監査の状況を把握するとともに、社外監査役を含む監査役全員が会計監査人から会計監査の状況について報告及び説明を受けることにより、会計監査人との相互連携を図っております。

常勤監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、取締役会や定例会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧及び支社等への往査等を通じて、客観的かつ合理的な監査を実施しております。

また、当社は、内部統制に関する課題の確認及び情報共有等を目的として、内部統制委員会を隔月で開催しております。同委員会には、コーポレートガバナンス・リスクマネジメント管掌取締役、常勤監査役及び内部監査室長が参加し、内部統制に関する課題の確認や情報交換を行うことにより、内部統制部門と監督・監査機関との連携を図っております。

（３）【監査の状況】

①　監査役監査の状況

当社における監査役監査は常勤監査役１名、非常勤監査役２名の合計３名で構成され、全員が社外監査役であります。監査役は、内部監査人と連携をとるとともに、各種会議への出席や各拠点の業務監査を通じて、経営の執行状況を直接チェック可能な体制をとっております。

当社は独立的立場に立った会計、法務、経営、内部統制等に関する豊富な経験と専門的な見識を有する社外監査役による助言を受け、経営の適法性・妥当性について監査を実施しており、監査役監査の実効性を高めております。また、会計監査に資するために、会計監査人との連携を図っております。

当事業年度において監査役会を14回（原則月１回）開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	区分	開催回数	出席回数
色部　文雄	常勤監査役（社外）	14回	14回
丸野　登紀子	非常勤監査役（社外）	14回	14回
工藤　清美	非常勤監査役（社外）	10回	10回

（注）工藤清美氏の監査役就任後に開催された監査役会は10回であります。また、2025年11月30日付で監査役を退任した小泉大輔氏は、在任期間中に開催された監査役会４回のすべてに出席しております。

監査役会における具体的な検討内容は、監査の方針、会社の業務・財産状況の調査方法、その他の監査役の職務執行に関する事項の決定、取締役の職務の執行の監査、会計監査人監査の相当性の評価等であります。

なお当社は、2026年11月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査役２名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査役会は引き続き３名の監査役（うち３名は社外監査役）で構成されることになります。

②　内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役直轄部門として内部監査室（人員１名）を設置しており、内部監査規程に基づき業務監査を中心とする内部監査を代表取締役からの特命専権事項として実施しております。

当社の内部監査はあらかじめ策定された内部監査計画に基づいて実施いたしますが、特に必要と認められる場合には、臨時に特別の内部監査を実施いたします。内部監査結果については内部監査実施報告書を作成し、社長及び監査役会へ報告しており、重要な事項については社長及び監査役会に加え、取締役会に報告する体制となっております。また、被監査部門は改善指示書を通じて通知された回答を要する事項について遅滞なく回答書を作成し、内部監査結果を業務改善に十分に反映することができる体制となっており、かつ、内部監査室は改善指示に係る回答受領後、速やかにフォローアップ監査を実施しております。

③　会計監査の状況

当社は、三優監査法人と監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。なお、業務を執行した公認会計士は、下表のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定社員・業務執行社員	川村　啓文	三優監査法人
指定社員・業務執行社員	高島　知治	

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士４名及びその他７名であります。

なお、当社と上記監査法人又は業務執行社員との間には利害関係はありません。

上記監査法人の継続監査期間は、15年となります。

（注）　継続監査年数については、全員７年以内であるため、記載を省略しております。

④　監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選任、解任及び不再任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議しております。会計監査人の再任については、監査役会にて決議しております。

⑤　監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、当社の会計監査に対し適切にそして厳格にご対応いただいているものと判断しております。

⑥　監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
21,000	－	23,000	－

⑦　監査公認会計士等と同一のネットワーク（BDO International）に対する報酬（⑥を除く）

該当事項はありません。

⑧　その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

当社は、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬を2,000千円支払っております。

⑨　監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑩　監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査報酬の見積り内容を確認し監査役会の同意を得た上で決定しております。

⑪　監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査公認会計士等に対する監査報酬については、会計監査人から提出された監査計画の妥当性を検証のうえ、当該計画に示された監査時間等から監査報酬が合理的であると判断した上で、妥当であると判断し同意いたしました。

（４）【役員の報酬等】

①　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社は、2024年10月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について改定決議をしております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ．基本方針

経営理念を実践し、従業員及びステークホルダーに対する企業価値の持続的向上を責務とし、任期である１期ごとの成果及び中長期的な企業価値成長を促進する体系とします。

各役員の役割や責任に鑑みた報酬の額とし、その決定については透明性と公平性を確保します。

持続的な成長に必要な人材を確保できる報酬制度とします。

ロ．各役員に係る報酬体系

各取締役の個人別の報酬は、各取締役の職務内容や成果、事業計画に対する会社業績、中長期的な企業価値向上への貢献、時価総額向上への貢献等を勘案して決定します。

監査役の報酬は、職責及び常勤か非常勤かを踏まえた形での月額の固定報酬とします。

ハ．報酬決定の手続

取締役の報酬は株主総会で決議された報酬額の範囲内で決定されるものとします。

各取締役の報酬額は以下の〈取締役報酬決定プロセス〉でその額を決定します。

〈取締役報酬決定プロセス〉

（１）代表取締役社長は、以下①②について取締役会で説明する責任を負う。なお①については、客観的かつ信頼できるデータや役員報酬に知見のある専門家からの意見などを用いるものとする。
① 近時の上場会社、同一市場、同一規模（売上高、利益額等）を踏まえた報酬のトレンド
② 今年度の当社の役員報酬のポリシー

（２）代表取締役社長の説明を受けた後、取締役会は説明内容の合理性、妥当性について審議を行う。

（３）審議後、取締役会は代表取締役社長に各取締役の個別の役員報酬決定を一任する決議を行う。

（４）代表取締役社長は、個別の役員報酬原案について社外取締役に説明し、その意見を聴取した上で個別の役員報酬を決定し、決定したことを取締役会に報告する。

監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

ニ．報酬水準

会社の規模並びに業務執行の範囲及び責任の範囲を使用人と比較した上で妥当な水準とします。

②　役員の報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	退職慰労金	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く。）	51,840	51,840	－	－	－	4
監査役（社外監査役を除く。）	－	－	－	－	－	－
社外役員	17,880	17,880	－	－	－	5

（注）１．当事業年度末現在の人員は取締役４名、社外役員４名であります。
２．上表には2025年11月30日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、退任した社外監査役１名を含んでおります。

ロ．役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上の者が存在しないため、記載しておりません。

（５）【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受ける目的で保有する株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」、政策保有株式を「保有目的が純投資目的以外の投資株式」としており、政策保有株式の投資類型を以下のように定めております。

②当社の株式保有状況は以下のとおりです。

a.保有目的が純投資目的である投資株式

イ．銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	－	－	－	－
非上場株式以外の株式	3	198,300	－	－

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額（千円）	売却損益の合計額（千円）	評価損益の合計額（千円）
非上場株式	－	－	－
非上場株式以外の株式	4,714	－	79,074

b.保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は成長戦略「Strategic Plan」において地域共創プラットフォームを推進しております。これは、当社の上場株式と、地域が守りたい非上場の地元優良企業の株式を交換することにより、地元優良企業は当社グループメンバーとして信用力や、資金調達力、人材ネットワークを生かすことが可能となり、後継者問題・相続問題といった典型的な地域の中小企業が抱える深刻な課題を解決することの一助となるものであります。その戦略において当社が政策的に株式を保有することは不可欠であります。

また、当社の現在のステージ、規模感を考えたときには「業務提携」「資本提携」「M&A」は当社が成長するための経営戦略の一つであり、他社株式を保有することが有力な手段となり、新たなビジネスチャンスを得ること、シナジー効果を創出することに繋がります。

当社の政策保有株式は、いわゆるコーポレートガバナンス・コードが想定し、縮減を要請している企業間の株式の持ち合いや、安定株主づくりとしての政策保有という意味あいとは根本的に異なるものであり、当社の経営戦略の一つ、当社にしかできない地域創生政策の一つであります。なお、当社が株式を保有する方針は二つのいずれかに該当するものとします。

（政策保有方針）

株式に関する保有・譲渡に関する意思決定は、資本コストを意識したうえで、株主共同利益を損なわないことを前提とし、起案者に説明責任を充足させるためにすべて取締役会にて決議いたします。

方針①　将来のビジネスチャンス、シナジー効果の醸成・深化に向けて布石を打つことを目的とするもの。また地域創生政策の一つとしてのM&A戦略を行うもの。

方針②　当社の既存事業とは一線を画し将来のイノベーションの探索を目的とするもの。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（千円）
非上場株式	2	7,840
非上場株式以外の株式	－	－

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数 （銘柄）	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（千円）	株式数の増加の理由
非上場株式	1	7,840	方針①に基づくもの。 資本参加を含む業務提携契約を締結したため。
非上場株式以外の株式	－	－	－

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

該当事項はありません。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

c. 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

d. 当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

５【従業員の状況等】

（１）【人材戦略に関する基本方針等】

A. 目指す組織像及び指標

当社は、「なぜ当社で働くのか」を一人ひとりが実感できる組織づくりを、人的資本経営の中心に据えております。従業員一人ひとりが仕事に誇りを持ち、挑戦を楽しみ、自らの能力を最大限発揮できる状態を実現することが、当社の持続的な成長及び経営戦略である「Strategic Plan」の実現につながるものと考えております。また、「エンゲージメント」をその状態を測る重要な指標として位置づけております。

当社は、「心理的安全性が確保された職場」をエンゲージメント向上に向けた各種施策の基盤と位置づけております。全従業員が安心して意見を交わし、相談し、挑戦できる職場環境を整備することで、一人ひとりがその能力を十分に発揮できる組織づくりを推進し、エンゲージメントの向上につなげてまいります。

当社は、エンゲージメントサーベイを定期的に実施し、従業員の会社・仕事・職場環境等に対する実感を多面的に把握しております。直近の調査では、「経営」「事業戦略」「働き方」「上司」「同僚」「仕事」「成長機会」「評価」の各項目について測定し、すべての項目においてGeppo※利用企業の平均値を上回る結果（3.8/5.0）となりました。特に「上司」「同僚」「働き方」に対する評価が高い一方、「評価」や「成長機会」等についてはさらなる向上の余地があるものと認識しており、これらの結果を踏まえ、継続的な人事施策の改善につなげてまいります。

※株式会社リクルートが運営する従業員サーベイサービス

B. 施策について

上記の人材戦略の実現に向け、以下の施策を推進しております。各施策について継続的に実行・検証を行い、従業員の成長及び能力発揮を促すとともに、当社の理念・価値観に共鳴する人材の確保・定着につなげてまいります。

［採用及び人材確保］
・当社の理念・価値観に共鳴する人材の採用
・持続的な企業成長を支える採用・育成基盤の整備
［オンボーディング］
・入社後の早期定着を支援する受入れプログラム
［成長支援］
・eラーニングを活用したリスキリング及び継続学習
・階層や役割別の研修実施
［人事制度］
・成長実感を得られる評価・等級制度
［コンピテンシー］
・強み・課題の可視化及びマネージャーとの面談を通じた成長支援
［成果評価］
・年齢・経験によらず、組織への貢献や成果のインパクトを評価する仕組み

また、上記に加え、従業員の心身の健康を支えるため、社員が一人で悩みを抱え込まない環境づくりを目的として、ライフステージに応じ下記のような社内コミュニティの運営や健康経営を推進しております。
・育児コミュニティ（子育て中の社員同士の情報共有・相談）
・介護コミュニティ（介護中又は将来介護を担う社員同士の情報共有・相談）
・「えるぼし」3段階目及び「健康経営優良法人（大規模法人部門）」の認定
・ウェルビーイング研修の実施

参考指標
・女性管理職比率　　20.8%（2026年8月時点）
・STELLA候補者※率　23.7%（従業員の心身の健康及び職場環境の状態を把握する指標として活用）

※ドクタートラスト社提供のストレスチェックにおいて、「心身の健康状態が良好で、周囲によい影響を与えるいきいきとした理想的な人材」と定義される従業員。全国平均は13.7%

これらの取組を通じて、従業員同士が相互に支え合い、安心して働き続けられる環境を整備するとともに、一人ひとりの能力発揮を促し、生産性の向上につなげてまいります。

C. 従業員給与等の決定方針

当社は、従業員が成長を実感できる評価制度及び等級制度を導入するとともに、成果のみならず、成果に至るまでの思考及び行動プロセスを評価する「コンピテンシー評価」を導入しております。

コンピテンシー評価では、当社が重視する思考及び行動を評価基準として明確化し、従業員一人ひとりの日々の行動及び能力発揮を評価し、その結果を等級及び処遇に反映しております。業績・成果と、それらに至るまでの思考・行動プロセスをそれぞれ適切に評価することで、従業員が自身の成長を実感し、より高い水準の業務に挑戦できる仕組みとしております。

（２）【従業員の状況】

①提出会社の状況

2026年８月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（%）
160　(60)	40.6	8.9	4,530	4.4

セグメントの名称	従業員数（人）
広告関連事業	135　(50)
不動産事業	1　(－)
報告セグメント計	136　(50)
その他の事業	2　(7)
全社（共通）	22　(3)
合計	160　(60)

（注）１．従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者数（パートタイマー）の平均雇用人員（８時間／日　換算）を記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

②労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

③管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の2026年４月施行の改正により、常時雇用する労働者が101人以上の事業主には、女性管理職比率及び男女間賃金差異の公表が義務付けられました。当社が同法に基づき公表した数値を、有価証券報告書にも同じ定義及び対象期間で記載します。

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（%）（注）１．	男性労働者の育児休業取得率（%）（注）２．	労働者の男女の賃金の差異（%）			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
20.8	－	54.9	66.1	105.9	－

（注）１．女性管理職比率は2026年８月時点の当社単体の公表値であります。男女間賃金差異は2025年９月１日から2026年８月31日までを対象とした当社単体の公表値であり、男性の平均賃金に対する女性の平均賃金の割合を示しております。いずれも女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき公表した数値を転記しております。

２．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

＜補足情報（当社独自の指標）＞

指標	女性の平均賃金／男性の平均賃金
新卒入社５年以内の正規雇用労働者の男女間賃金差異	107.1%
新卒入社10年以内の正規雇用労働者の男女間賃金差異	122.7%

（注）上記２指標は当社独自の補足情報であり、女性活躍推進法に基づく男女間賃金差異とは集計対象が異なります。対象期間は2025年９月１日から2026年８月31日までです。男女別の各月の対象人数の12か月平均を平均人員数とし、期間中の総賃金を当該平均人員数で除した平均賃金を比較しています。男性の平均賃金を100.0%とした女性の平均賃金の割合を示しております。

当社は、性別にかかわらず能力や役割に応じた採用・処遇に努めております。全労働者の賃金差異には雇用形態や採用経路、勤続年数等の構成が影響し得ることから、その理解に資する補足情報として、新卒入社者に対象を絞った２指標を示しております。これらは当該対象者の賃金の状況を示すものであり、今後も公平な処遇と多様な人材の活躍を推進してまいります。

第５【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第５条第２項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するために、経理部を中心として、会計監査人との緊密な連携や各種の情報提供、各種団体の主催する研修セミナーなどへの参加、また、専門書及び月刊・週刊で発行される出版物の購読等を行っております。

1【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	640,083	596,023
売掛金	346,892	344,183
配布品	563	14,205
仕掛品	13,954	12,869
貯蔵品	689	885
前払費用	38,437	41,402
その他	62	12,757
貸倒引当金	△2,490	△24,530
流動資産合計	1,038,193	997,797
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 370,389	※1 368,579
構築物	※1 0	※1 162
機械及び装置	1,066	12,523
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	22,404	13,298
土地	※1 667,526	※1 667,526
有形固定資産合計	※2 1,061,385	※2 1,062,089
無形固定資産		
特許権	－	2,268
ソフトウエア	44,643	30,112
ソフトウエア仮勘定	3,080	9,480
その他	1,172	0
無形固定資産	48,895	41,862
投資その他の資産		
関係会社株式	－	10,000
投資有価証券	62,696	206,140
敷金及び保証金	66,416	100,264
長期貸付金	－	31,200
繰延税金資産	18,996	－
その他	3,780	2,746
貸倒引当金	△869	△1,550
投資その他の資産合計	151,019	348,800
固定資産合計	1,261,300	1,452,752
資産合計	2,299,493	2,450,549

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	147,157	185,645
短期借入金	205,835	※1 250,000
１年内返済予定の長期借入金	※1 80,784	※1 77,011
未払金	196,986	214,394
未払費用	7,115	34,331
前受金	5,083	6,794
未払法人税等	17,840	3,596
その他	58,365	41,717
流動負債合計	719,168	813,491
固定負債		
長期借入金	※1 728,494	※1 651,811
繰延税金負債	―	25,911
退職給付引当金	170,907	176,250
資産除去債務	22,110	21,576
その他	5,580	5,580
固定負債合計	927,091	881,128
負債合計	1,646,260	1,694,620
純資産の部		
株主資本		
資本金	511,720	681,993
資本剰余金		
資本準備金	441,720	611,993
資本剰余金合計	441,720	611,993
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△305,667	△595,129
利益剰余金合計	△305,667	△595,129
自己株式	△827	△1,097
株主資本合計	646,946	697,759
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,722	54,996
評価・換算差額等合計	5,722	54,996
新株予約権	565	3,173
純資産合計	653,233	755,929
負債純資産合計	2,299,493	2,450,549

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
売上高	※1 3,153,453	※1 3,335,516
売上原価	912,355	988,163
売上総利益	2,241,098	2,347,353
販売費及び一般管理費	※2 2,195,399	※2 2,296,365
営業利益	45,698	50,987
営業外収益		
受取利息	111	204
受取配当金	1,129	4,714
ポイント収入	629	943
有価証券売却益	16,104	－
物品売却益	344	605
その他	829	587
営業外収益合計	19,149	7,055
営業外費用		
支払利息	5,204	12,695
支払保証料	1,196	1,466
新株予約権発行費	5,313	13,104
株式交付費	－	6,741
その他	353	2,840
営業外費用合計	12,067	36,848
経常利益	52,779	21,194
特別損失		
減損損失	※3 6,841	－
投資有価証券評価損	－	54,468
共同協調行為対応費用	－	※4 228,104
特別損失合計	6,841	282,572
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	45,938	△261,377
法人税、住民税及び事業税	10,789	4,750
法人税等調整額	△6,187	23,334
法人税等合計	4,601	28,084
当期純利益又は当期純損失（△）	41,336	△289,461

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）		当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）
Ⅰ　商品		12,370	1.4	10,571	1.1
Ⅱ　労務費		213,602	23.4	219,683	22.2
Ⅲ　経費	※	686,381	75.2	757,907	76.7
売上原価		912,355	100.0	988,163	100.0

前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
（原価計算の方法） 実際個別原価計算を採用しております。	（原価計算の方法） 同左
※　経費の主な内訳は、次のとおりであります。 外注費　623,407千円	※　経費の主な内訳は、次のとおりであります。 外注費　696,732千円

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	360,008	290,008	290,008	△347,004	△347,004	△806	302,205	－	－	66	302,271
当期変動額											
新株の発行	151,712	151,712	151,712	－	－	－	303,425	－	－	－	303,425
当期純利益	－	－	－	41,336	41,336	－	41,336	－	－	－	41,336
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△20	△20	－	－	－	△20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	5,722	5,722	498	6,220
当期変動額合計	151,712	151,712	151,712	41,336	41,336	△20	344,741	5,722	5,722	498	350,962
当期末残高	511,720	441,720	441,720	△305,667	△305,667	△827	646,946	5,722	5,722	565	653,233

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	511,720	441,720	441,720	△305,667	△305,667	△827	646,946	5,722	5,722	565	653,233
当期変動額											
新株の発行	170,272	170,272	170,272	－	－	－	340,544	－	－	－	340,544
当期純損失（△）	－	－	－	△289,461	△289,461	－	△289,461	－	－	－	△289,461
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△270	△270	－	－	－	△270
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	49,274	49,274	2,608	51,882
当期変動額合計	170,272	170,272	170,272	△289,461	△289,461	△270	50,812	49,274	49,274	2,608	102,695
当期末残高	681,993	611,993	611,993	△595,129	△595,129	△1,097	697,759	54,996	54,996	3,173	755,929

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	45,938	△261,377
減価償却費	35,327	37,773
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△1,334	22,721
退職給付引当金の増減額（△は減少）	4,962	5,343
減損損失	6,841	－
共同協調行為対応費用	－	228,104
株式交付費	－	6,741
新株予約権発行費	5,313	13,104
受取利息及び受取配当金	△1,240	△4,918
投資有価証券売却及び評価損益（△は益）	△16,104	54,468
支払利息	5,204	12,695
売上債権の増減額（△は増加）	△96,478	1,959
棚卸資産の増減額（△は増加）	596	△12,752
仕入債務の増減額（△は減少）	51,035	38,457
未払消費税等の増減額（△は減少）	△18,085	△17,527
未払金の増減額（△は減少）	2,018	△28,310
その他	△4,309	△28,769
小計	19,684	67,712
利息及び配当金の受取額	1,240	4,805
利息の支払額	△5,204	△12,695
法人税等の支払額	△3,892	△14,990
共同協調行為対応費用の支払額	－	△194,776
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,828	△149,944
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	200,000	－
有形固定資産の取得による支出	△1,043,087	△9,709
無形固定資産の取得による支出	△10,702	△7,901
投資有価証券の取得による支出	△233,627	△127,066
投資有価証券の売却による収入	195,264	－
貸付けによる支出	－	△31,200
関係会社株式の取得による支出	－	△10,000
敷金及び保証金の差入による支出	△58	△1,369
敷金及び保証金の回収による収入	213	7,915
資産除去債務の履行による支出	－	△1,530
その他	275	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△891,723	△180,861
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	210,000	350,000
短期借入金の返済による支出	△204,165	△305,835
長期借入れによる収入	726,000	－
長期借入金の返済による支出	△82,599	△80,456
株式の発行による収入	－	258,258
新株予約権の行使による収入	298,087	62,244
その他	479	2,535
財務活動によるキャッシュ・フロー	947,802	286,746
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	67,907	△44,059
現金及び現金同等物の期首残高	572,176	640,083
現金及び現金同等物の期末残高	※ 640,083	※ 596,023

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 配布品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。また、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～46年
構築物	３～10年
機械及び装置	２～10年
工具、器具及び備品	２～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

特許権については、耐用年数（８年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社は、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業を主要な事業としています。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業に関しては、顧客からの受注に基づき制作した広告又は顧客から納品されたチラシを、当社発行のフリーペーパー「ちいき新聞」に掲載又は折込し、配布する履行義務を負っていることから、「ちいき新聞」の発行スケジュールに則り、配布が完了した時点で収益を認識しております。

なお、一部の取引のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

７．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

(1) 繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積り

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

繰延税金資産	18,996

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、翌事業年度の課税所得の金額等を見積り、当事業年度における将来減算一時差異のうち回収可能と判断した額を計上しております。

当該見積りについては、過去実績や市場動向等の外部環境を踏まえ、当社が利用可能な情報に基づいて作成しており、新聞等発行事業の「ちいき新聞」及び折込チラシ配布事業の売上件数及び売上件数当たりの販売単価を主要な仮定としております。なお当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

１．リースに関する会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号「リース」の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号「リース」の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号「リース」の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号「リース」と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年８月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

２．後発事象に関する会計基準等

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号　2026年１月９日　企業会計基準委員会）
・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号　2026年１月９日　企業会計基準委員会）

（１）概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書560実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

（２）適用予定日

2028年８月期の期首から適用します。

（表示方法の変更）

ポイント収入に係る表示方法の変更

従来、営業外収益の「その他」に含めていた「ポイント収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。この結果、従来「その他」に表示していた1,459千円は、「ポイント収入」629千円、「その他」829千円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

※１．担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
建物	350,896千円	345,495千円
構築物	0千円	0千円
土地	417,249千円	667,526千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
短期借入金	－	50,000千円
１年内返済予定の長期借入金	16,468千円	16,027千円
長期借入金	603,084千円	587,385千円

※２．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	152,725千円	157,316千円

（損益計算書関係）

※１．顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）１.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２．販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
配布業務委託料	770,123千円	791,741千円
貸倒引当金繰入額（△は戻入額）	△574千円	22,731千円
役員報酬	58,815千円	69,720千円
給与手当	678,771千円	706,492千円
退職給付費用	14,715千円	13,881千円
減価償却費	18,866千円	20,494千円

販売費と一般管理費のおおよその割合は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
販売費	58.4%	58.5%
一般管理費	41.6%	41.5%

※３．減損損失

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途・場所	種類	減損損失（千円）
事業用資産 （ちいつな八千代高津教室、千葉県八千代市）	建物・工具器具備品・ その他無形固定資産	6,216
事業用資産 （ちいきカルチャー公津の杜教室、千葉県成田市）	建物	624

当社は減損損失を認識するに当たり、本社及び各支社の事業部門をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、将来の使用が見込まれない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

ちいつな八千代高津教室、ちいきカルチャー公津の杜教室については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当社資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスのため使用価値はゼロとして算定しております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

※４．共同協調行為対応費用

当社に対する第三者による経営権取得を目的とした一連の行為に対応し、当社の経営基盤及び企業価値の毀損を防止するために緊急的に実施した各種対応に関連して発生したものであります。

具体的には、株主総会対応費用、買収防衛策発動に係るアドバイザー費用、株主調査費用、株主対応に係るアドバイザリー費用、広報対応費用等であり、これらは通常の営業活動の過程で経常的に発生する費用とは性質を異にするものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

2025年11月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いましたが、下記の事項は当該株式分割前の株式数を基準としております

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	2,670,276株	1,071,638株	－	3,741,914株

（変動事由の概要）

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

第７回新株予約権の権利行使による増加　1,070,138株

第９回新株予約権の権利行使による増加　1,500株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	759株	61株	－	820株

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加　61株

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	66,600	－	－	66,600	66
提出会社	第7回新株予約権	普通株式	1,647,537	－	1,647,537	－	－
提出会社	第8回新株予約権	普通株式	－	120,000	－	120,000	120
提出会社	第9回新株予約権	普通株式	－	380,000	1,500	378,500	378
合計		－	1,714,137	500,000	1,649,037	565,100	565

（変動事由の概要）

第７回新株予約権の減少は権利行使及び権利行使期間終了によるものであります。

第８回新株予約権の増加は発行によるものであります。

第９回新株予約権の増加は発行によるものであり、減少は権利行使によるものであります。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,741,914株	17,222,317株	－	20,964,231株

（変動事由の概要）

当社は2025年11月１日付けで普通株式１株につき２株の割合で、また、2026年6月26日付けで普通株式１株につき1.8株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が10,612,596株増加しております。

発行済株式の総数の増加は、第12回Ａ新株予約権の取得により5,311,561株、第三者割当増資により817,900株、新株予約権の行使により480,260株の発行を実施したことによる増加分であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	820株	3,772株	－	4,592株

（変動事由の概要）

当社は2025年11月１日付けで普通株式１株につき２株の割合で、また、2026年6月26日付けで普通株式１株につき1.8株の割合で株式分割を行ったため、自己株式の総数が2,132株増加しております。

自己株式の総数の増加は、単元未満株式の買取り1,640株によるものであります。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	66,600	173,160	154,800	84,960	23
提出会社	第8回新株予約権	普通株式	120,000	312,000	360,000	72,000	20
提出会社	第9回新株予約権	普通株式	378,500	984,100	180,360	1,182,240	328
提出会社	第10回新株予約権	普通株式	－	360,000	14,400	345,600	96
提出会社	第11回新株予約権	普通株式	－	2,675,743	－	2,675,743	2,705
提出会社	第12回Ａ新株予約権	普通株式	－	7,824,039	7,824,039	－	－
提出会社	第12回Ｂ新株予約権	普通株式	－	2,512,378	－	2,512,378	－
合計		－	565,100	14,841,420	8,533,599	6,872,921	3,173

（変動事由の概要）

当社は2025年11月1日付けで普通株式１株につき２株の割合で、また、2026年6月26日付けで普通株式1株につき1.8株の割合で株式分割を行ったため、第6回、第8回、第9回の新株予約権が増加しております。

第10回、第11回、第12回の新株予約権の増加は新株予約権の発行によるものであります。

第６回、第８回、第９回、第10回の新株予約権の減少は権利行使によるものであります。

第12回Ａ新株予約権の減少は新株予約権の消却によるものであります。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）	当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）
現金及び預金勘定	640,083千円	596,023千円
現金及び現金同等物	640,083千円	596,023千円

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は債務者の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社等の不動産賃貸契約に基づく敷金及び取引先との契約に基づく営業保証金であり、貸主及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資の資金の調達を目的としたものであり、一部の借入金については金利変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、発行体の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い、売掛金について債務者の状況をモニタリングし、債務者ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

②　市場リスク（金利の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の変動状況を継続的に把握し、複数の金融機関と取引することで、支払金利の抑制に努めております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	62,696	62,696	－
敷金及び保証金	66,416	62,294	△4,122
資産計	129,112	124,990	△4,122
長期借入金（※２）	809,278	809,209	△69
負債計	809,278	809,209	△69

（※）１．現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

２．１年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めて表示しております。

当事業年度（2026年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
有価証券及び投資有価証券（※２）	198,300	198,300	－
敷金及び保証金	100,264	92,654	△7,610
資産計	298,564	290,954	△7,610
長期借入金（※３）	728,822	728,743	△79
負債計	728,822	728,743	△79

（※）１．現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

２．市場価格のない株式等は、有価証券及び投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（千円）

区分	当事業年度 （2026年８月31日）
非上場株式	7,840
関係会社株式	10,000

３．１年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めて表示しております。

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超５年以内 （千円）	５年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	640,083	－	－	－
売掛金	346,892	－	－	－
敷金及び保証金	5,854	36,401	24,161	－
合計	992,829	36,401	24,161	－

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超５年以内 （千円）	５年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	596,023	－	－	－
売掛金	344,183	－	－	－
敷金及び保証金	39,806	40,432	20,026	－
合計	980,013	40,432	20,026	－

（注）２．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	80,784	77,642	44,265	36,041	35,258	535,286

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	77,011	43,667	35,478	34,730	16,949	520,986

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年８月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	－	－	62,696	62,696

当事業年度（2026年８月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	198,300	－	－	198,300

②　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年８月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	62,294	－	62,294
資産計	－	62,294	－	62,294
長期借入金	－	809,209	－	809,209
負債計	－	809,209	－	809,209

当事業年度（2026年８月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	92,654	－	92,654
資産計	－	92,654	－	92,654
長期借入金	－	728,743	－	728,743
負債計	－	728,743	－	728,743

（注）１．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度（2025年８月31日）

投資有価証券

投資有価証券は、Ｊ－ＫＩＳＳ型新株予約権であり、独立した第三者の評価専門家がオプション価格法（ＯＰＭ法）を用いて公正価値を測定しており、レベル３に分類しております。

敷金及び保証金

契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定のものを含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（2026年８月31日）

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１に分類しております。

敷金及び保証金

契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定のものを含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル２の時価に分類しております。

２．時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル３の時価に関する情報
前事業年度（2025年８月31日）
①重要な観察できないインプットに関する定量的情報
Ｊ－ＫＩＳＳ型新株予約権であり、独立した第三者の評価専門家がオプション価格法（ＯＰＭ法）を用いて公正価値を測定しているため、記載しておりません。
②期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

	投資有価証券（千円）
期首残高	－
当期の損益又は評価・換算差額等	
損益に計上	－
その他有価証券評価差額金	8,227
購入、売却、発行及び決済の純額	54,468
レベル３の時価への振替	－
レベル３の時価からの振替	－
期末残高	62,696
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益	－

③時価の評価プロセスの説明
独立した第三者の評価専門家がオプション価格法（ＯＰＭ法）を用いて公正価値を測定しております。
④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
Ｊ－ＫＩＳＳ型新株予約権であり、独立した第三者の評価専門家がオプション価格法（ＯＰＭ法）を用いて公正価値を測定しているため、記載しておりません。

当事業年度（2026年８月31日）
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）
１．子会社株式
前事業年度（2025年８月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（2026年８月31日）
市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度（千円）
子会社株式	10,000

２．その他有価証券

前事業年度（2025年８月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	－	－	－
	(2)債券			
	①国債・地方債等	－	－	－
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	(3)その他	62,696	54,468	8,227
	小計	62,696	54,468	8,227
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	－	－	－
	(2)債券			
	①国債・地方債等	－	－	－
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		62,696	54,468	8,227

当事業年度（2026年８月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	198,300	119,226	79,074
	(2)債券			
	①国債・地方債等	－	－	－
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
	小計	198,300	119,226	79,074
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	7,840	7,840	－
	(2)債券			
	①国債・地方債等	－	－	－
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	(3)その他	0	54,468	△54,468
	小計	7,840	62,308	△54,468
合計		206,140	181,534	24,606

３．売却したその他有価証券

前事業年度（2025年８月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1)株式	195,264	16,104	－
(2)債券			
①国債・地方債等	－	－	－
②社債	－	－	－
③その他	－	－	－
(3)その他	－	－	－
合計	195,264	16,104	－

当事業年度（2026年８月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1)株式	－	－	－
(2)債券			
①国債・地方債等	－	－	－
②社債	－	－	－
③その他	－	－	－
(3)その他	－	－	－
合計	－	－	－

４．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について54,468千円（その他有価証券54,468千円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しており、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
退職給付引当金の期首残高	165,944千円	170,907千円
退職給付費用	19,319千円	18,414千円
退職給付の支払額	△14,357千円	△13,070千円
退職給付引当金の期末残高	170,907千円	176,250千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
非積立型制度の退職給付債務	170,907千円	176,250千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	170,907千円	176,250千円
退職給付引当金	170,907千円	176,250千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	170,907千円	176,250千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　前事業年度　19,319千円　当事業年度　18,414千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金繰入額否認	456千円	－千円
未払法定福利費否認	71千円	－千円
未払事業税	2,950千円	1,831千円
税務上の繰越欠損金（注２）	290,327千円	351,943千円
貸倒引当金繰入額否認	1,023千円	8,226千円
退職給付引当金否認	52,057千円	55,707千円
減損損失否認	2,969千円	955千円
資産除去債務	6,734千円	6,805千円
投資有価証券評価損	－千円	17,179千円
その他	5,811千円	14,337千円
繰延税金資産小計	362,402千円	456,986千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注２）	△282,497千円	△351,943千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△56,908千円	△105,043千円
評価性引当額小計（注１）	△339,406千円	△456,986千円
繰延税金資産合計	22,996千円	－千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,505千円	24,078千円
資産除去費用	1,494千円	1,832千円
繰延税金負債合計	4,000千円	25,911千円
繰延税金資産純額（△は負債）	18,996千円	△25,911千円

（注）１．評価性引当額が117,580千円増加しております。この増加の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性を見直したことにより将来減算一時差異に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

（注）２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2025年８月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	－	－	－	－	61,090	229,236	290,327
評価性引当額	－	－	－	－	△53,260	△229,236	△282,497
繰延税金資産	－	－	－	－	7,830	－	7,830

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2026年８月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	－	－	－	－	284,785	67,157	351,943
評価性引当額	－	－	－	－	△284,785	△67,157	△351,943
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
法定実効税率	30.5%	税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。
（調整）		
交際費等永久に損益に算入されない項目	3.7%	
住民税均等割額	3.2%	
税額控除等	△1.6%	
評価性引当額の増減	△24.5%	
その他	△1.3%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.0%	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から３～15年と見積り、割引率は0.000%～1.173%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
期首残高	22,044千円	22,110千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－	1,579千円
時の経過による調整額	65千円	202千円
資産除去債務の履行による減少額	－	△2,315千円
期末残高	22,110千円	21,576千円

（賃貸等不動産関係）

１．賃貸等不動産の概要

当社は、千葉県において、賃貸用のマンション（土地を含む。）及び賃貸用の土地を有しております。

２．賃貸不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

		前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
貸借対照表計上額	期首残高　（千円）	－	1,018,423
	期中増減額（千円）	1,018,423	△5,401
	期末残高　（千円）	1,018,423	1,013,021
期末時価（千円）		968,000	968,000

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期末時価は、社外の不動産鑑定士による調査報告書に基づく金額であります。

３．賃貸不動産に関する損益

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
賃貸収益（千円）	11,405	45,274
賃貸費用（千円）	5,682	15,144
差額　　（千円）	5,723	30,130
その他（売却損益等）（千円）	－	－

（注）１．賃貸費用は賃貸収益に対応する費用である減価償却費及び賃貸原価（管理委託費用）であります。

２．賃貸収益は「売上高」に、賃貸費用は「売上原価」に計上しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
新聞等発行売上	1,268,241千円	1,301,463千円
折込チラシ配布売上	1,291,804千円	1,400,002千円
販売促進総合支援売上	405,733千円	447,713千円
その他	176,268千円	141,062千円
顧客との契約から生じる収益	3,142,048千円	3,290,241千円
その他の収益	11,405千円	45,274千円
外部顧客への売上高	3,153,453千円	3,335,516千円

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、WEB事業、カルチャー事業等を含んでおります。

２．「その他の収益」の区分は報告セグメントの「不動産事業」であります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項　（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約負債の残高等

前事業年度（2025年８月31日）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	249,388千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	346,892千円
契約負債（期首残高）	7,201千円
契約負債（期末残高）	5,083千円

契約負債は、主に広告掲載前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、7,201千円であります。

当事業年度（2026年８月31日）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	346,892千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	344,183千円
契約負債（期首残高）	5,083千円
契約負債（期末残高）	6,794千円

契約負債は、主に広告掲載前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、5,083千円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が１年以内であるため実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「広告関連事業」は、主にフリーペーパーの発行による広告収入、「不動産事業」は主に賃貸不動産の賃料収入、「その他の事業」は主にWEB広告の受託による収入となっております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他の事業（注）１	調整額（注）２	合計（注）３
	広告関連事業	不動産事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	2,965,779	11,405	2,977,185	176,268	－	3,153,453
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－
計	2,965,779	11,405	2,977,185	176,268	－	3,153,453
セグメント利益	481,505	5,723	487,229	△27,348	△414,181	45,698
セグメント資産	446,728	1,018,523	1,465,251	47,240	787,001	2,299,493
その他の項目						
減価償却費	13,339	3,249	16,588	8,391	10,347	35,327
減損損失	－	－	－	6,841	－	6,841

（注）１．「その他の事業」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、WEB事業、カルチャー事業等を含んでおります。

２．調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額は報告セグメントに配分していない全社費用の金額であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

(2)セグメント資産の調整額は報告セグメントに配分していない全社資産の金額であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る資産であります。

３．セグメント利益又はセグメント損失(△)は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他の事業（注）１	調整額（注）２	合計（注）３
	広告関連事業	不動産事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	3,149,178	45,274	3,194,453	141,062	－	3,335,516
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－
計	3,149,178	45,274	3,194,453	141,062	－	3,335,516
セグメント利益	476,365	30,130	506,496	13,083	△468,592	50,987
セグメント資産	517,542	1,013,021	1,530,564	27,031	892,953	2,450,549
その他の項目						
減価償却費	11,477	7,851	19,328	7,149	11,295	37,773
減損損失	－	－	－	－	－	－

（注）１．「その他の事業」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、WEB事業、カルチャー事業等を含んでおります。

２．調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額は報告セグメントに配分していない全社費用の金額であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

(2)セグメント資産の調整額は報告セグメントに配分していない全社資産の金額であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る資産であります。

３．セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】
前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）
１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	広告関連事業	不動産事業	その他の事業	調整額	合計
外部顧客への売上高	2,965,779	11,405	176,268	－	3,153,453

２．地域ごとの情報
(1)売上高
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産
本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）
１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	広告関連事業	不動産事業	その他の事業	調整額	合計
外部顧客への売上高	3,149,178	45,274	141,062	－	3,335,516

２．地域ごとの情報
(1)売上高
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産
本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）
「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項（セグメント情報等）　３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりであります。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
関連当事者との取引
前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）
(1)役員及び主要個人株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ＯＰＵＳ６７	東京都千代田区	10,000	資産管理会社	被所有 9.94	当社代表取締役社長の資産管理会社	第三者割当の引受（注）	249,998	－	－

（注）第三者割当の引受は当社が行った第三者割当増資を１株につき324円で当社普通株式771,600株を引き受けたものです。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり純資産額	48.46円	35.91円
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	3.07円	△19.61円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	3.03円	－

（注）１．当社は2025年11月１日付けで普通株式１株につき２株の割合で、また、2026年６月26日付けで普通株式１株につき1.8株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、「１株当たり純資産額」、「１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）」、「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」を算定しております。

２．当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

３．当該株式分割が前事業年度の期初に行われたと仮定して算出した場合の「１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）」及び「潜在株式調整後１株当たり当期純利益」の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）		
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	41,336	△289,461
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益又は 普通株式に係る当期純損失（△）（千円）	41,336	△289,461
普通株式の期中平均株式数（株）	13,463,474	14,760,426
潜在株式調整後１株当たり当期純利益		
普通株式増加数（株）	157,376	－
（うち新株予約権（株））	(157,376)	－
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	－

４．当該株式分割が前事業年度の期初に行われたと仮定して算出した場合の１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
純資産の部の合計額（千円）	653,233	755,929
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	565	3,173
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	652,668	752,755
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	13,467,938	20,959,639

（重要な後発事象）

（資本金及び資本準備金の額の減少）

当社は、2026年10月20日開催の取締役会において、2026年11月27日開催予定の第42期定時株主総会に、下記のとおり資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1)減資の目的

当社は、早期の復配等を可能とすべく、当事業年度末において生じている繰越欠損を解消して財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策における機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第１項及び同法第448条第１項に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。さらに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替える予定です。

また、資本金の額を金10,000千円とすることは、税制等のメリットの享受等により、当社の企業価値向上に資することになります。

なお、本件は貸借対照表上の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額そのものは変動しません。そのため、何ら財務体質を悪化させるものではなく、また、払戻しを伴わない無償減資であり、発行済株式総数に変更はないため、株主の皆さまの所有株式数や１株当たり純資産額等に影響は生じません。

(2)減資の要領

①減少する資本金及び資本準備金の額等

2026年８月31日現在の資本金681,993千円のうち671,993千円を減少し、資本金を金10,000千円といたします。減少額は全額をその他資本剰余金に振り替えます。ただし、効力発生日までに新株予約権が行使された場合には、その発行により増加する資本金と同額をあわせて減少し、最終的な資本金の額を金10,000千円といたします。資本金の額の減少が効力を生じる日は2027年１月29日を予定しております。

2026年８月31日現在の資本準備金611,993千円のうち609,493千円を減少し、資本準備金を金2,500千円といたします。減少額は全額をその他資本剰余金に振り替えます。ただし、効力発生日までに新株予約権が行使された場合には、その発行により増加する資本準備金と同額をあわせて減少し、最終的な資本準備金の額を金2,500千円といたします。資本準備金の額の減少が効力を生じる日は2027年１月29日を予定しております。

②剰余金の処分の内容（ご参考）

会社法第452条、第459条第1項第3号及び第460条第1項並びに当社現行定款第33条に基づき、2026年10月20日開催の取締役会決議により、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおり、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当することを決定いたしております。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

a．減少する剰余金の項目及びその額
　その他資本剰余金595,129千円
b．増加する剰余金の項目及びその額
　繰越利益剰余金595,129千円
c．効力発生日（予定）
　2027年１月29日

(3)減資の日程（予定）

①取締役会決議日	2026年10月20日
②定時株主総会決議日	2026年11月27日（予定）
③減資の効力発生日	2027年１月29日（予定）

(4)今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。なお、本件につきましては、2026年11月27日開催予定の第42期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	434,053	9,178	10,982	432,249	63,670	10,988	368,579
構築物	0	166	－	166	4	4	162
機械及び装置	22,944	12,422	－	35,366	22,843	964	12,523
車両運搬具	2,633	－	－	2,633	2,633	－	0
工具、器具及び備品	86,952	1,944	7,433	81,463	68,165	11,049	13,298
土地	667,526	－	－	667,526	－	－	667,526
有形固定資産計	1,214,111	23,711	18,416	1,219,405	157,316	23,007	1,062,089
無形固定資産							
特許権	－	2,503	－	2,503	234	234	2,268
ソフトウエア	105,994	－	14,550	91,444	61,331	14,530	30,112
ソフトウエア仮勘定	3,080	6,400	－	9,480	－	－	9,480
その他	1,196	1,476	2,672	0	－	－	0
無形固定資産計	110,270	10,381	17,222	103,429	61,566	14,765	41,862
長期前払費用	2,830	－	1,783	1,047	－	－	1,047

（注）当期増減額において主要な資産は次のとおりであります。

増加額

機械及び装置　自動丁合機の取得　　12,422千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	205,835	250,000	1.56	－
１年以内に返済予定の長期借入金	80,784	77,011	1.59	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	728,494	651,811	1.42	2027年～2057年
合計	1,015,113	978,822	－	－

（注）１．平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	43,667	35,478	34,730	16,949	520,986

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	3,359	25,187	10	2,455	26,081

（注）貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権に対して貸倒実績率により繰入れた引当金の洗替額と貸倒引当金の戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	1,455
預金	
当座預金	1,299
普通預金	593,269
小計	594,568
合計	596,023

ロ．売掛金

（イ）相手先別内訳

相手先	金額（千円）
マネーフォワードケッサイ 株式会社	116,403
株式会社 神戸物産	43,113
株式会社先制医療推進機構	18,700
株式会社 BuySell Technologies	10,873
千葉市	10,475
その他	144,618
合計	344,183

（ロ）売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（％） $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
346,892	3,811,521	3,814,230	344,183	91.72	33

ハ．配布品

品目	金額（千円）
ちいき新聞印刷費用	8,968
編集・制作部　労務費	5,229
その他	6
合計	14,205

ニ．仕掛品

品目	金額（千円）
配布業務委託	5,705
編集・制作部　労務費	3,660
外注費	2,584
その他	918
合計	12,869

ホ．貯蔵品

品目	金額（千円）
貯蔵品	
クオカード	394
その他	490
合計	885

ヘ．敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
千葉市	76,833
タイチリアリティー有限会社	7,607
株式会社日進プランニング	3,300
株式会社ハウジングステーション	2,850
市原市	2,732
その他	6,940
合計	100,264

ト．投資有価証券

品目	金額（千円）
投資有価証券	
その他有価証券	206,140
合計	206,140

② 負債の部

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
ダイオーミウラ株式会社	111,921
株式会社アト	16,686
東洋紙業株式会社	14,713
株式会社リビングプロシード	4,829
タイヘイ株式会社	3,779
その他	33,714
合計	185,645

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
従業員（給与）	76,009
ポスメイト（配布業務委託料）	48,915
西村あさひ法律事務所	18,386
株式会社プレッシオ	13,664
岩田合同法律事務所	8,302
その他	49,116
合計	214,394

ハ．退職給付引当金

退職給付引当金は、176,250千円であり、その内容については「１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項（退職給付関係）」に記載しております。

（３）【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高（千円）	1,635,523	3,335,516
税引前中間（当期）純損失（△）（千円）	△64,697	△261,377
中間（当期）純損失（△）（千円）	△67,368	△289,461
１株当たり中間（当期）純損失（△）（円）	△4.97	△19.61

（注）2025年11月１日付で普通株式１株につき２株の割合で、また2026年６月26日付で普通株式１株につき1.8株の割合で株式分割を行っております。１株当たり中間（当期）純損失は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。

第６【提出会社の株式事務の概要】

<table>
<tr><td>事業年度</td><td>９月１日から８月31日まで</td></tr>
<tr><td>定時株主総会</td><td>11月中</td></tr>
<tr><td>基準日</td><td>８月31日</td></tr>
<tr><td>剰余金の配当の基準日</td><td>８月31日、２月末日</td></tr>
<tr><td>１単元の株式数</td><td>100株</td></tr>
<tr><td>単元未満株式の買取り

取扱場所

株主名簿管理人

取次所

買取手数料</td><td>

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
－
株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額</td></tr>
<tr><td>公告掲載方法</td><td>当社の公告方法は、電子公告といたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。http://www.chiikinews.co.jp/</td></tr>
<tr><td>株主に対する特典</td><td>１．対象となる株主様
毎年２月末日（中間期末）及び８月末日（期末）現在の株主名簿に記載又は記録された、当社株式を１単元（100株）以上保有する株主様
２．優待内容
<table><tr><th>保有株式数</th><th>優待内容</th></tr><tr><td>100～999株</td><td>①「ちいきの逸品」で利用可能な割引券
（１万円以上購入で3,000円引）×３枚
②千葉県を中心に利用可能な割引券（総額１万円分）</td></tr><tr><td>1,000株以上</td><td>①「ちいきの逸品」で利用可能な割引券
（１万円以上購入で5,000円引）×３枚
②千葉県を中心に利用可能な割引券（総額１万円分）
③［抽選で10名様］
・「オリジナルちいき新聞」製作（個人向け）
または
・『ちいき新聞』記事コーナー「私のまちの企業図鑑」（法人向け）掲載</td></tr></table>（注）１．「ちいきの逸品」で利用可能な割引券は、１回の購入につき１枚利用可能であり、送料は割引対象外となります。
２．千葉県を中心に利用可能な割引券は、対象店舗ごとに利用条件が異なります。
３．上記③の優待は、2026年２月末日及び８月末日現在で1,000株以上保有する株主様を対象として実施いたします。なお、それ以降の基準日における実施については未定です。
３．贈呈時期
毎年８月末日現在の対象株主様には、11月に開催予定の定時株主総会招集通知に同封して発送いたします。また、毎年２月末日現在の対象株主様には、４月頃に発送する予定です。
４．「ちいきの逸品」について
「ちいきの逸品」は、当社が運営するECサイトです。地域情報紙『ちいき新聞』の発行で培った取材力や情報ネットワークを活用し、地域の生産者の想いや商品の魅力を紹介するとともに、地域の逸品を販売しております。
https://mart.chiicomi.com/</td></tr>
</table>

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第41期）（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）2025年11月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年11月26日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書
第42期中（自　2025年９月１日　至　2026年２月28日）2026年４月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書
2025年11月20日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
2025年12月２日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書であります。
2026年３月９日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
2026年６月25日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
2026年６月30日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
2026年９月３日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 訂正臨時報告書
2026年１月14日関東財務局長に提出。
2025年12月２日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類
2026年４月14日関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書
2026年４月21日関東財務局長に提出。
2026年４月14日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年11月26日

株式会社地域新聞社

取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川村　啓文

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高島　知治

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社地域新聞社の2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

新聞等発行売上及び折込チラシ配布売上に係る収益認識の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、広告関連事業及び不動産事業を主要な事業としており、広告関連事業は新聞等発行売上及び折込チラシ配布売上並びに販売促進総合支援売上から構成されている。 このうち、新聞等発行売上及び折込チラシ配布売上は（収益認識関係）に記載されているとおり、2,701,465千円であり、当事業年度の売上高3,335,516千円の81.0%と売上高の大部分を占めている。 【注記事項】（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準に記載されているとおり、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業に関しては、「ちいき新聞」の発行スケジュールに則り、配布が完了した時点で収益を認識している。 売上高は経営者及び財務諸表利用者が重視する指標の一つであるため、売上高に占める割合の大きい事業に関して売上高を過大に計上する潜在的なリスクが存在する。 以上から、当監査法人は、新聞等発行売上及び折込チラシ配布売上に係る収益認識の適切性が、財務諸表において特に重要であることから、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、新聞等発行売上及び折込チラシ配布売上に係る収益認識の適切性を検証するため、主として以下の監査手続を実施した。 （１）新聞等発行売上及び折込チラシ配布売上に関する内部統制の整備・運用状況を評価した。 （２）当事業年度の売上高のうち、一定の金額以上等の条件に基づきリスクが高いと判断した取引を抽出して、以下の手続を実施した。 ・新聞等発行売上について、顧客の依頼に基づく広告が実際の紙面に掲載されていることを確認した。 ・折込チラシ配布売上について、チラシ配布管理の資料の信頼性を検証のうえ当該資料との突合を実施した。 ・新聞等発行売上及び折込チラシ配布売上について、顧客からの注文の事実を示す証憑との突合を実施した。また、顧客等に対して売掛金の残高確認を実施した。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社地域新聞社の2026年８月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社地域新聞社が2026年８月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・　財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。